資料１－１

北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議
（第５２回）

議　　事　　録

日　時：２０２１年７月１３日（火）午後１時３０分開会
場　所：Ｐ　Ｃ　Ｂ　処　理　情　報　セ　ン　タ　ー

１．開　　会

【事務局・中尾課長】

それでは、まだ委員がお一人お見えになっていないようですが、定刻となりましたので、ただいまから北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

委員の皆様、本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課環境保全担当課長をしております中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日のスケジュールについて説明させていただきます。

初めに、主催者を代表して道からご挨拶させていただいた後、オブザーバーとしてご出席いただいております環境省からご挨拶いただきます。それから、本日は、委員改選後、初めての開催となりますことから、委員の皆様を私から順に紹介させていただきまして、続いて、座長、副座長の選出を行っていただいた後、座長により議事を進めていただきます。

会議は、おおむね２時間を予定しておりまして、１６時閉会と考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本会議では、議事録を作成し、公表しております。ご発言の際には、マイクの使用をお願いいたします。

また、会場にご参加の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力をお願いしております。会場入場時の検温や手指消毒など既にご協力いただいておりますけれども、マスクの着用や座席の間隔の十分な確保など、引き続きのご協力をお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の土肥よりご挨拶申し上げます。

【事務局・土肥局長】

北海道環境生活部環境局長の土肥でございます。

委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様方におかれましては、本日は、大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せない状況にある中でご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ご存じのとおり、この円卓会議は、北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業を監視するため設置されたものでございまして、委員の皆様の任期は２年となっております。本年４月に改めて皆様を委員に委嘱させていただいたところでございます。引き続き、ご指導、ご助言をお願い申し上げたいと思います。

さて、前回の３月２４日開催の会議におきましては、北海道事業の進捗状況のほか、福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の方針などについて、皆様から多くのご意見

等をいただいたところでございます。本日は、前回の会議におきまして保留となっていた事項などを説明させていただきますとともに、地元住民の皆様に不安や懸念の声もある福島県のＰＣＢ廃棄物の処理について、国から説明していただくこととしております。委員の皆様から直接ご意見をいただく場を設けることが適切であるというふうに考えまして、本日、このような形で感染防止対策を徹底した上で、対面での開催とさせていただいております。何とぞ、ご理解をいただきたいと存じます。

本日は、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局・中尾課長】

それでは、続きまして、本日、オブザーバーとしてご出席いただいております環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長の神谷様よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【環境省・神谷課長】

環境省の神谷でございます。

お集まりの皆様におかれましては、日頃よりＰＣＢ廃棄物の処理の推進にご理解とご協力をいただき、御礼を申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、監視円卓会議にご参加いただき、北海道室蘭市におかれましては、会議の準備をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議では、今、土肥局長からご紹介がありましたとおり、ＪＥＳＣＯ北海道事業の今後の処理の見通し、福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に関して環境省の考え方、それから、搬入されるＰＣＢ廃棄物の放射性物質の安全性の確認方法などをご説明させていただきたいと考えております。

会議で皆様からご意見を賜り、北海道ＰＣＢ処理事業所の安全確保のさらなる徹底、早期処理の推進につなげていきたいと考えておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

【事務局・中尾課長】

ありがとうございました。

それでは、ここで、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

お配りしている資料でございますが、次第と出席者名簿、配席図、それから、資料に移りまして資料１、資料２、資料３は資料３－１から資料３－３まで、資料４は資料４－１から資料４－７まで、最後に資料５となっております。

途中で落丁等ございましたら、事務局に合図いただければ、お持ちしたいと思いますの

で、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、私から委員の皆様を改めて紹介させていただきます。

出席者名簿の順に私がお名前を読み上げる形で紹介させていただきますので、委員の皆様におかれましては、ご着席のまま、会釈などをしていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

最初に、学識者の３名の方をご紹介させていただきます。

国立大学法人室蘭工業大学理事で副学長でいらっしゃいます船水委員です。

同じく、国立大学法人室蘭工業大学大学院准教授でいらっしゃいます吉田委員です。

北海道大学大学院保健科学研究院健康科学分野教授でいらっしゃいます荒木委員です。

それから、各種団体が推薦される方ということで、室蘭市町内会連合会から小林委員です。

ＰＣＢ処理の安全性を考える会から河野委員です。

室蘭市女性団体連絡協議会から時田委員です。

環境ネットむろらんから西畑委員です。

特定非営利活動法人室蘭地域再生工場の藤当委員です。

室蘭漁業協同組合から室村委員です。

それから、本日欠席されておりますが、室蘭商工会議所からは花村委員が本日初めての出席ということでしたが、残念ながら所用により本日欠席となっております。

続きまして、公募の委員の方４名をご紹介いたします。

橋本委員です。

村上委員です。

山内委員です。

山本委員です。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

また、当会議では、近隣市として登別市と伊達市にご参画いただいております。

また、オブザーバーといたしまして、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、北海道立総合研究機構にもご参加いただいております。

最後に、事務局でございますが、室蘭市の佐野生活環境部長、関川経済部長をはじめ、担当の職員、道からは、土肥環境局長以下、担当職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行いただく座長の選出を行いたいと思います。

お手元に資料１として配付しております監視円卓会議の設置要領をご覧いただきたいと思います。

設置要領第４条において、座長と副座長の選任について規定しておりまして、座長につきましては委員の互選により選出することになっております。

座長の選出について、ご意見のある方はいらっしゃらないでしょうか。

【小林委員】
　これまでの監視円卓会議の経過を踏まえて、知見、識見も豊富な室蘭工業大学の船水委員にお願いしてはどうかと思います。

【事務局・中尾課長】
　皆様、今、座長は船水委員にとのご発言がありました。
　ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【事務局・中尾課長】
　皆様、船水委員に座長をお引き受けいただきたいとのことですが、船水委員、いかがでしょうか。

【船水委員】
　お引き受けいたします。

【事務局・中尾課長】
　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
　続いて、副座長の選任を行いたいと思います。
　副座長につきましては、座長が指名することになっておりますが、船水座長、いかがでしょうか。

【船水座長】
　もし可能でしたら、吉田委員にお願いできればと思います。

【事務局・中尾課長】
　ただいま、船水座長から副座長を吉田委員にお願いしたいとのご発言がありましたが、吉田委員、いかがでしょうか。

【吉田委員】
　お引き受けいたします。

【事務局・中尾課長】
　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座長、副座長が選任されましたので、ここからの進行につきましては、船水座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

２．議　　事

【船水座長】

分かりました。

それでは、今日の議事に従って進めていきたいと思います。

一つ目が監視円卓会議についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局・和田課長補佐】

事務局、道庁循環型社会推進課の和田と申します。よろしくお願いします。

資料につきまして、資料１ということで、先ほどご覧になったかと思いますけれども、北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議設置要領をご覧ください。

監視円卓会議につきましては、設置要領第１条に趣旨を記載しておりますが、ＪＥＳＣＯが室蘭市において行うＰＣＢ廃棄物の処理事業の監視のために設置いたしまして、道民、事業者、行政の信頼関係に立脚した処理事業を推進することを目的として北海道と室蘭市が設置したものでございます。

この監視円卓会議につきましては、ＪＥＳＣＯ北海道事業が操業する前の平成１７年に設置をいたしまして、その年の９月に第１回の会議を開催して以降、年３回の開催を基本としまして、今回で５２回目の開催となります。

これまで、設置要領第２条に定める監視事項でありますＪＥＳＣＯの処理事業の実施状況、処理事業における環境モニタリングの状況、その他安全性の確保に関する事項についてご審議をいただいているところでございます。

また、ＰＣＢ廃棄物の処理事業についての情報を公開することもこの会議の役割の一つでありまして、この会議の開催結果につきましては、配付資料とともに、議事録を作成いたしまして公開しているところでございます。

議事録につきましては、従来から発言された委員のお名前につきましては伏せて公表しております。各委員の発言内容については、ご確認をいただいた後、公表することとしておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

委員の皆様には、北海道事業におけるＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な管理を推進するため、今後も監視円卓会議において、それぞれの立場から処理事業の安全の確保などに関するご意見等をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

私から以上でございます。

【船水座長】

説明をありがとうございます。
何かご質問等はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】
それでは、次の議事に進んでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】
それでは、二つ目は、前回の会議の議事録についてでございます。
まずは、ご説明をお願いいたします。

【事務局・中尾課長】
資料２につきましては、前回の議事録となっております。
事前に委員の皆様にお配りしておりましたけれども、よろしいでしょうか。ご確認をよろしくお願いいたします。

【船水座長】
そういうことでございますが、ご意見等はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】
それでは、この場で了承をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】
一応、先ほどの議題１のときに説明がございましたが、特に新任の委員の方に確認をさせていただきます。
どういう形で議事録が作られているか、資料２を見ていただきますと、発言について、座長の私の名前はありますが、それ以外については、「〇〇委員」という格好で記載をされたものになっております。こういう形で議事録を整理するということについて、一応、委員の皆様方のご了解を得たほうがいいと私は思います。

そういうことで、資料２のような形で今回以降も作っていくということで、ご了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】

ありがとうございます。

それでは、議事録につきましては、これからもこういう形で作成し、事前に各委員の方に確認をいただくというプロセスをきちんと踏んで、この場で了承して公表するという格好で進めさせていただこうと思います。

それでは、ここから三つ目の議事に入りたいと思います。

前回の会議で課題等を出していただきました。それについて、報告をお願いします。

まず、環境省からよろしくお願いいたします。

【環境省・神谷課長】

北海道事業エリアの処理の見通しについてということで、資料３－１をご覧いただきたいと思います。

前回の会議で、今後の事業において、処理対象の機器がどのぐらいあるかという見通しをはっきり出すということをご指摘いただきまして、整理をしてまいりました。

最初の１ページでございますけれども、まず、全国的なＰＣＢ廃棄物の処理の進捗状況でございます。

令和３年３月末の時点での処理状況ですが、変圧器が１．６２万台、コンデンサーが３７．２万台の３８．８万台がＪＥＳＣＯの処理対象として登録されております。このうち、処理を終えているものが変圧器１．５８万台、コンデンサー３５．６万台の３７．２万台ということでございまして、これを進捗率に直しますと、変圧器については９７％、コンデンサーについては９６％という状況でございます。

一方、安定器、汚染物等については、２．１万トンが登録されておりまして、このうち１．５万トンを処理しました。これを処理の進捗率にしますと、約７１％ということでございます。

北海道の変圧器、コンデンサーについては、この絵にございますように、変圧器が９７％、コンデンサーが９４％、安定器、汚染物は７０％という進捗率となります。

次に、２ページ目のところですけれども、処理対象量の推計です。

今の議論は、ＪＥＳＣＯに登録されている量を基に進捗率を算出したわけでございますけれども、それ以外に、全国に存在する高濃度ＰＣＢの機器、あるいは汚染物の量を推計して見積もった数字でございまして、これは、今回初めて整理してお出しするものでございます。

北海道事業の対象となる量につきまして、この表を見ていただきますと、まず、処理済みの量というものがございます。それから、未処理の量というものがございまして、ここまでは先ほどのデータと一緒ですけれども、これ以外にＰＣＢ特措法に基づく届出済みのＪＥＳＣＯ未登録の量が３番目の欄にございまして、さらに、各自治体において取り組んでいただいております今後の掘り起こし量を推計したものが４番目の欄にございます。これらを合計しまして、変圧器、コンデンサー等については７万３，０００台余り、それから、安定器については１万１，０００トン余りということでございまして、この真ん中の欄の数字が令和３年度以降の処理対象量として、現在、国で推計しているものとなります。これを、今後、処理を進めていくということでございます。

この状況で、どのぐらい処理が可能なのかというところの見込みを一番下に書かせていただいておりますけれども、処理見込み量が増加しているため、計画的処理完了期限内での処分は厳しい状況にあります。一方で、安定器の分離処理装置の積極的な活用など、処理完了に向けたあらゆる処理促進策を実施、検討していくということで、この掘り起こしたものも含めて、早期の処理完了に向けてしっかり取り組んでまいりたいということでございます。

【環境省・切川課長補佐】

では、続きまして、資料３－２のネオントランスに関してご説明させていただきます。

ネオントランスですけれども、１ポツにありますように、ＪＥＳＣＯ北海道事業所での令和３年３月末時点の処理の状況は、処理が実施できているものは合計で６．２トンあります。登録されていて、これから処理をするものが４．２トンあるという状況になっております。

今後、どれぐらい出てきそうかという部分ですけれども、こちらは１年前のデータにはなるのですが、ＰＣＢ特措法に基づきまして、北海道・東京事業エリアにおいて届出をされている数で、かつ、１ポツの処理が終わっているものに関しては台数をこちらで整理しております。

保管されている量が４４０台、使用中のものが２２４台ございまして、合計で６６４台がこれから処理の登録がされてくる量となっております。

今の掘り起こしの関係ですけれども、日本サイン協会というのがネオントランスを製造している業者を集めた業界になっておりまして、こちらの協力を得まして各自治体において掘り起こしが実施されております。

環境省が平成２８年に実施したモデル調査においては、これは西日本で行った結果ですけれども、ネオントランスは外で使われておりまして、照明器具と違いまして耐用年数が短いということもありまして、掘り起こしで探しても特に見つかることはなかったという状況になっております。

また、下に米印でアンダーラインを入れて書いておりますけれども、北海道庁が実施さ

れておりますネオンサイン台帳に基づいた掘り起こしでは２件見つかったということで、これで十分掘り起こしは済んでいると考えておりまして、残り６６４台が追加されて、それを処理することによって、北海道事業で処理するネオントランスは全てが終わるというふうに考えております。

説明は以上になります。

【船水座長】

ありがとうございます。

今の資料３－１、資料３－２で、二つの項目についてご説明いただきました。

ご質問をお願いいたします。

【○○委員】

今、ご説明いただいた今後の掘り起こし量ですけれども、これが全てだと考えられているのか、今後、また出てくる可能性があると思われているのか、その辺のところを知りたいです。

【環境省・神谷課長】

ありがとうございます。

今後の掘り起こし量ですが、これは推計値でございます。今、各自治体において掘り起こしをしていただいていて、そこで出てきているものを出すのと同時に、これまでの掘り起こしの実績などから、さらに処理期間中にどれだけ出てくるかという推計も合わせた数字を載せております。

ですから、ここでお示しした数字は、私どもが一番確からしいと思っている推計をしているということで、見込みよりも早い、多いペースで掘り起こしが出た場合、これより少し量が増えてくる可能性は否定できないのですが、ある程度、安全側を見て、このぐらいの量までに収まるだろうというふうに今ご説明できる数字をお示ししたものでございます。

【○○委員】

今後の掘り起こしによって、期限内の処分は厳しい状況にあるがというふうに、処理期限内に何とかするよということと併せて、二つ、両面が出ているような気がするのです。ですから、その辺のところをはっきりしていただきたいのと、今後、期限内に出てこなかった部分については、それは期限内に示さなかった一個人、企業が悪いのか、国として地方公共団体等を含めたその地域の人たちも含めて責任があるから、これは世界的な公約ですから何とか国でもきちんとやるよということになるのか、その辺のところをちょっと知りたいと思います。

【環境省・神谷課長】

ありがとうございます。

まず、今回の掘り起こし量を含めて、期限内に終わるかどうかという話でございますけれども、まずは処理の促進を、この分離処理の活用等も含めて積極的に実施することによって、できる限り早く終わるように努力をいたします。

この北海道事業の終了期限を令和７年度末までと今は予定されておりますけれども、この掘り起こし量を見込んでも、北海道事業の終了までには処理完了が可能であるというところは今見積もっております。

それから、事業が終了した期間の後に出てきた場合にどうするかという話は、その可能性が全くないということは断言できないのですが、そういった事態が起きないように、まずは期限内での処理に向けて、最大限、関係者一同で努力をしていくということがございます。それ以降の措置については、改めて国で責任を持って対応を検討していくことになるかと思います。

【○○委員】

首都圏の安定器を室蘭で処分するというときに、少しもめましたよね。それで、環境省からも説明に来られた。

そのときに、首都圏に４，０００トンあると。それから、北海道担当の分野で大体４，０００トンあると。北海道は４，０００トンを処分する方向でやっているわけですから、東京にやはり造るべきではないかと言ったら、いや、大丈夫だという話で、全く問題にしなかったのです。今、こうやって厳しいという話が出てくるのですが、ちょっと話が違うのです。厳しいと言ったかと思うと、今度は期限内にはできると言うし、そこのところの言葉がよく分からない。その点は明確にしてほしい。

それで、できなかったら、北海道はどうせ辺鄙（へんぴ）だからここでもう少し期限を延ばして処分するというふうなことを考えているのではないか。北海道というのは非常にいろいろなものを押しつけられてきた歴史がありますので、ＰＣＢをやるときも、北海道分だけでやると言っていたら、突然、東北地方のものが入ってくるというふうなことで、どんどんどんどん北海道に押しつけられるという印象があるので、そこのところを明確にやらなければいけないと思います。

【環境省・神谷課長】

ありがとうございます。

２６年に、この事業の終了期限の延長をさせていただいたときに比べて、安定器の発掘、掘り起こしが進んで量が増えたというのはご指摘のとおりでございまして、当時の見積りから大体１．６倍ぐらいの量がこの掘り起こしも含めて出ているというのが現状でござい

ます。

それで、期限どおりの処理ができるのかという話についてでございますけれども、計画的処理完了期限と合わせて、その後に事業終了準備期間が設定をされております。その期限が安定器の処理については令和７年度末となっておりますが、この掘り起こしをしたものも含めて７年度末という期限には間に合うように処理ができる見込みでございまして、量が増え、ご負担をおかけしていることにご理解いただいていることに関しては、心より感謝申し上げます。

期限に関しては、そういう意味では、令和７年度の処理はできる見込みで処理を迅速化して頑張っておりますので、そういう状況であることをご報告申し上げます。

【船水座長】

よろしいですか。

ほかに何かご質問はありませんか。

【○○委員】

資料３－２につきまして、いろいろと疑問があったものですから、私からあえて質問をさせていただいて、回答いただいたわけですが、この資料の見方がよく分からないのです。

先般は、あまりにも数が少なかったものですから、そういうことではないのではなかろうかということで、再度、お知らせをいただきたいとお願いしたわけです。

ここで見ますと、この１に大部分は安定器等とまとめて処理されるということでありますから、それはそういうことなのだろうと思います。

ただ、その二つ目に書いております使用中の量が２２４台あるというのはどういうことなのか。つまり、使用が終わったらそれを廃棄物として処理しますということなのかどうか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

なお、平成２８年に実施したモデル調査においては、ネオントランスは発見されなかったことということも含めて、どうも、このことについては、よく分からないというか、不可解というか、そんな思いがございます。

いずれにしましても、私どもの記憶では、ネオン管というのは、かなり古くから国内のあちこちで相当量使われたはずです。それからいたしますと、果たして、この数字で納得できるのかなというふうに思いますので、改めてこの内容をご説明いただきたいと思います。

【環境省・切川課長補佐】

ご説明させていただきます。

これから処理する量というところが１ポツの未処理の４．２トンと、２ポツの保管量４４０台と、使用中の２２４台で、これを合わせた量をこれから処理するようになります。

これ以外に関しては、これまでの掘り起こしの結果から、さらに追加で見つかることはないだろうと見込んでいる状況です。

大体１台１０キロとか２０キロですから、トン換算にすると、４．５トンあれば処理も終わるのではないかと考えております。

この使用中と保管中の違いですけれども、保管中というのは、事業者がもう機械を電路につないでいなくて、ドラム缶等で保管している状態であります。使用中は、まだ使っている状態となります。

ＰＣＢ廃棄物特措法に基づきまして、使用中のものに関しては、期限内に使用を中止して処理をいただくことが義務づけられておりますので、今は使用中として登録されておりますけれども、期限までには廃棄されるというふうに考えております。

【船水座長】

もう一つご質問があって、平成２８年のときには出てこなかったけれども、今回出てきたのはなぜでしょうか。何か工夫をされたかどうか、その辺についてご説明をお願いします。

【環境省・切川課長補佐】

保管されている量と使用されている量に関しては、令和２年３月時点での累計で、その時点でまだ処理が終わっていない量になってございます。ですから、平成２８年の調査の前に既に登録されていた可能性もあります。２８年の調査の段階では追加で見つかったことがなかったということで、それは外で使われているという使用状況や耐用年数が短いということから、今も使用していて、見つかっていないものはないのではないかという見込みを立てているとこでございます。

【船水座長】

分かりました。

続けてありましたらどうぞ。

【○○委員】

その使用期限というのは、最終的にはいつになるのですか。

【環境省・切川課長補佐】

北海道事業所ですので、令和４年度が処分期間なりますので、それまでには使用を中止して、ＪＥＳＣＯに処理委託契約を結んでいただくことになります。

【船水座長】

ほかに何かご質問はございますか。

【○○委員】
掘り起こしの状況ですけれども、前にも一度聞いたことありますが、まだまだ掘り起こしていかなければいけない部分がたくさんあるのだろうと思います。今、具体的にどのようなやり方で掘り起こしをされているのかということをお聞きしたいと思います。

【環境省・切川課長補佐】
回答させていただきます。
変圧器、コンデンサーと安定器で若干違っております。
まず、変圧器、コンデンサーに関しましては、どういった業者が変圧器、コンデンサーを持っている可能性があるかという台帳がございまして、その台帳を使いまして、一件一件、自治体から郵送して、コンデンサーや変圧器を持っていませんかという調査を行っております。
保管事業者がＰＣＢを使っていることが分からないという場合に関しては、環境省から職員が行ったり、もしくは、委託している産業廃棄物処理事業振興財団の専門家の方が現地に行って、それがＰＣＢ含有かどうかという仕分けをして、それで登録をするということを実施しております。
変圧器、コンデンサーに関しましては、掘り起こしはほぼ完了している状況になっております。
一方の安定器に関しては、古い工場の照明器具に使われているものが多く、使用の割合をほぼ占めることになっておりまして、こちらは住宅地図などを使いながら古い工場や事業所に実際に調査票を送らせていただきまして、安定器がないですかということをさせていただいております。
こちらも、掘り起こしに関しては、先ほどの専門家を派遣するという支援をしたり、あとは、テレビＣＭを行って周知をしながら掘り起こしをしている状況になっております。
安定器は、今、１０７万事業所を対象に調査しているのですけれども、今、調査率は大体５７％ぐらいになっており、まだ加速化が必要という状況になっております。

【船水座長】
続けて、どうぞ。

【○○委員】
私も気をつけて見ているのですけれども、ここまで来ましたら、もう少しテレビなどでの呼びかけはどうなのでしょうか。

【環境省・切川課長補佐】
今年度もテレビＣＭを実施する方向で、今、進めております。

【○○委員】
進めているのですか。

【環境省・切川課長補佐】
昨年度と同様に、テレビＣＭを実施していただくことで、準備を進めております。

【○○委員】
やはり、こういうことは大変な事業ですけれども、だんだん長くなってくると薄れてくる可能性が出てくると思うのです。大変だと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

【環境省・切川課長補佐】
しっかりと掘り起こしていきたいと思います。ありがとうございます。

【船水座長】
ほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】
よろしければ、もう一つ、課題の説明が残っていますので、そちらに移ってよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】
それでは、長期保全計画の実行状況についてご説明いただくことになっております。
これは、ＪＥＳＣＯからお願いいたします。

【ＪＥＳＣＯ・田代課長】
北海道ＰＣＢ処理事業所運転管理課長をさせていただいております田代でございます。
資料３－３につきまして、着座して説明させていただきます。
本資料は、前回の本会議の長期保全計画の説明にて、当初施設について、金額ベースで

三、四年前がピークで、年々低下しているという説明がございました。それについて、金額についての質問がございましたので、それに対する補足的な説明資料でございます。

資料をご覧ください。

二つ表がございますが、まず、一つ目の表でございます。こちらは、当初施設の長期保全に関わる費用の実績、それから、今年度の計画を示したものでございます。

特に金額が大きいもの、オンラインモニタリングの更新費用につきましては、注書きで示させていただきました。

表を見て分かるように、前回の説明どおり、当初施設につきましては、平成２８年、それから、平成２９年にピークがございまして、それ以降は、年々、低下傾向にあるのが分かるかと思います。当初施設につきましては、処理量が低下している方向にあるため、ある程度それに合わせた傾向となっております。

一方で、二つ目の表は、増設施設の長期保全に関わる費用の実績と今年度の計画を示したものでございます。

こちらも注書きで、オンラインモニタリング設備の更新費用のほか、令和２年度につきましては、プラズマ分解溶融炉に使用する電極等の長期使用分を一括購入するという特殊事情がございまして、それについても記載しております。増設施設では、現在もフル操業を続けておりまして、保全費用が減っているということは現在ございません。

こちらの資料を見て分かるとおり、どちらの施設も創業８年目あるいは１０年目という段階になりますと、オンラインモニタリングに代表されるような機器の更新が必要となりまして、保全費用が大きくなっていることが分かるかと思います。

本資料につきましては、以上でございます。

【船水座長】

ありがとうございます。

何かご質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】

では、よろしければ、次の議事に移りたいと思います。

次の議事は、（４）番目で、本処理事業の進捗状況について、資料４でご説明をいただくということになっております。

では、ＪＥＳＣＯからお願いいたします。

【ＪＥＳＣＯ・松本所長】

ＪＥＳＣＯ北海道事業所の松本でございます。

ＪＥＳＣＯから、まず、資料４－１になります。

こちらの資料は、北海道も含めた全国全５か所の現況の資料になります。従来どおりの資料でございます。

１点、今回、新たに追加になったところだけご説明申し上げます。

１ページ目、北九州事業の一番下、令和３年３月３１日に北九州事業の第２期処理施設の処分期間終了です。第２期施設というのは、安定器等の第２事業のことになりますけれども、こちらの処分期間が終了したというところを追記しております。

それ以外については、追記はございません。

報告は以上になります。

続きまして、資料４－２、北海道事業の進捗状況になります。

こちらも、平成１５年以降のイベントを追記してきておりますが、一番直近の状況としましては、最後の１０ページ目になります。

といいましても、前回、今年３月２４日に監視円卓会議を実施して以降、コロナ等でイベントを縮小、見直したということもございますけれども、ここに追記するようなイベントはございませんでした。

資料４－２は以上になります。

続きまして、資料４－３をご確認ください。

稼働状況になります。

まず、１ページ目の当初施設関係の受入れ状況の表になります。

以降の数値的なところは、今年５月末までの数字を集計したものになります。

めくっていただきまして、２ページ目の当初施設の処理の状況の表になります。

表の下の方黄色の網かけ部分が集計した数値になっておりますけれども、変圧器ですと３，９８５台、コンデンサー類ですと６万３，７１３台と、その下にＪＥＳＣＯ登録数に対する処理進捗率をまとめております。

右側の３ページ目が５月までの１年間の各月ごとの処理重量、処理の台数をグラフにしたものになります。

先へ進めさせていただきます。

４ページ目は、当初施設でＰＣＢ油を処理した重量の実績になります。

右側の５ページ目が、鉄、銅、アルミ等を有価物として払い出した実績の表になります。

めくっていただきまして、６ページ目は、産業廃棄物として払い出した実績でございまして、下の表がＰＣＢ濃度５，０００ｐｐｍ以下の無害化認定施設へ払い出した実績となります。

続きまして、７ページ目以降、増設施設となります。

まず、受入れ状況の表になります。

道内、本州の１５県、それから、１都３県という形で、従来どおり分けた形で数字をまとめております。

めくっていただきまして、８ページ目が処理の状況になります。

真ん中のちょっと下に集計した小さな表がございますけれども、１道１５県で処理した重量が３，７５６トン、１都３県で３，４８０トンと、その下にそれぞれの処理の進捗率をまとめております。

一番下のグラフは、この１年間、各月ごとの処理の重量のグラフになります。

最後の９ページ目になりますけれども、産業廃棄物の払い出し実績ということで、増設施設からはスラグとばいじんが払い出されます。

ただ、今回から、一番右側に分離処理物という列を１列付け加えさせていただきました。前回の円卓会議でもご報告いたしましたけれども、増設施設では、廃安定器の分離処理という取組を昨年１年間かけて設備の工事を行いまして、今年２月から具体的に試運転を含めて処理を実際に開始しております。廃安定器をほぼ真ん中で切断いたしまして、ＰＣＢが含まれている部分は溶融炉で溶かし、ＰＣＢが含まれていない部分に関しては、そのまま無害化認定施設に出す形で、これが新たに払い出し実績として加わったことになります。

２月以降、５月まで数字が掲載されております。

以上、３月以降、特に大きなトラブルもなく順調に処理を続けてきているところでございます。

【ＪＥＳＣＯ・鈴木課長】

安全対策課の鈴木でございます。

トラブル事象等について説明いたします。

資料４－４をご覧ください。

まず、トラブル事象についてでございます。

前回の監視円卓会議以降、北海道及び室蘭市に報告し、公表したトラブル事象はございませんでした。

続きまして、不具合事象等の公表件数について報告いたします。

前回の監視円卓会議における報告以降、北海道及び室蘭市に７件の不具合事象と、７件の不具合事象未満を報告し、ＰＣＢ処理情報センターにて公表しております。各月ごとの件数を施設ごと、当初施設、増設施設ごとに整理しておりますので、ご確認ください。

また、その下の表でございますが、こちら年度別で当初・増設施設でのそれぞれ不具合事象、不具合事象未満の表を記載しておりますので、併せてご確認ください。

トラブル事象等の報告については以上でございます。

【ＪＥＳＣＯ・足立部長】

本社の足立と申します。

資料４－５、北海道事業所の内部技術評価についてご説明させていただきます。

新しい委員の方もおられますので、ご説明させていただきますが、まず、ＰＣＢ廃棄物

の安全、確実な処理や事故の未然防止という観点から、処理施設の健全性や運転状況の確実性の確保のために内部での技術評価をやっております。これは、技術評価要綱というものでチェック項目を定めまして、各事業所ごとに年１回というところでございます。

本年２月に、今回で１３回目になりますが、内部の技術評価を実施しました。実際に、今回の北海道事業所におきましては、改善を要するような指摘事項はなく、また、非常にいいというような評価の項目と意見があったのが一つと、少し注意してほしいというような意見を１件出させていただいているところでございます。

具体的な意見につきましては、めくっていただきまして、３ページ目で説明させていただきます。

この所見１、所見２でございますが、所見１は、分離処理を導入する時期に当たりまして、これはいわゆる施工会社とＪＥＳＣＯ、運転会社が、この時期におきまして、安全、確実な体制で実施をしてくださいとお願いをして、意見を出したのでございますが、先ほどの報告にもありましたように、無事故、無災害ということでこの期間を無事に終了させていただきまして、引き渡し性能試験や習熟運転の初期の段階については、無事にクリアしたところでございます。

もう一つの所見２は、これは他の事業所よりも非常に良好な事例ということで、冬場は固まってしまうのか、ＰＣＢでもいろいろな特殊な物質が入ってなかなか処理しにくいというものがございました。こういったものにつきましても、ソフトやハード面といいますか、地元の事業所でどういうふうにするのかを見まして、保管事業者とも連携しまして計画的に処理が進められたということにつきまして、難しいことをできたということで、良好な事例ということで評価させていただいております。

この２点につきましては、いわゆる所見として見まして、１件については無事に終わりまして、１件については良好な事例についてということでございます。

以上、内部技術評価についてのご説明を終わらしていただきます。

【船水座長】

ありがとうございます。

ＪＥＳＣＯから資料４－１から資料４－５まで、５項目についてご説明いただきました。

何かご質問はございますか。

【○○委員】

先ほどの全体の計画で環境省からご説明があった中に、期限内の処理が厳しいというのは、多分、運転状況はかなりマックスで動かないと、なかなか処理が難しいということだと思うのです。

今の松本所長にご説明いただいた資料４－３のところで、例えば、１ページ目の一番下のところを見ると、変圧器が３６台、コンデンサーが１，９００台で、先ほどの環境省か

ら説明いただいたところで見ると、例えば、変圧器の未処理や今後の掘り起こしは大体７，０００台ぐらいのイメージです。そのバランスで言うと、残り２年で厳しいという状況がＪＥＳＣＯ北海道の立場としてはどういう形で厳しいのか。

やはり、私どもが一番気になるのは安全運転ですから、例えば、駆け込みで作業量にかなり負荷がかかって、かえって安全性を損なうことが懸念されるので、その辺の厳しさ見通しというか、ＪＥＳＣＯ北海道の立場としてどういう状況なのか、教えてください。

【ＪＥＳＣＯ・松本所長】

先ほど環境省からお示しがありましたトランス、コンデンサーの台数のほとんどがコンデンサーかと思います。私どもの処理実績を見ましても、数字から見ると、まず、コンデンサーの台数が抜きん出て数字的には大きいと捉えていただいて結構かと思います。

やはり、残りの処理期間を考えると、コンデンサーをいかに処理するかということが一番重要と考えておりまして、細かいところをこの場でご説明していなかったのですが、資料４－３にも示しておりますけれども、例えば、令和２年度では、コンデンサー２，０００台ちょっというのが実績です。これは、上から比べていただければ分かるのですが、だんだんの処理台数が減ってきて、残りの台数が減ってきて、それに応じて処理体制、作業員の人数や勤務体系、土・日の勤務を縮小してきたというところが出てきています。

今、説明がありましたように、結構な台数をやるということも踏まえまして、実は、今年度から、昨年は２，０００台だったものを３，０００台というペースまで上げようということで取り組んでいます。平成二十四、五年ごろの実績を見ていただいて分かるように、設備の処理能力としては、マックス年間６，０００台から７，０００台という実績がございます。今からこの数字に戻すのは結構難しいところがあるのですけれども、可能な限り、搬入も極力期限内に集める、それから、処理側も、運転会社も含めて人数、それから、勤務体制等で、前年度に比べると増量処理できるような形で、今、取り組んでいるところです。

今年度は３，０００台を目標ということで、厳しい状況には変わりはないのですけれども、少しでも期限内処理に対して積極的に取り組んでいこうと考えているところでございます。

【船水座長】

ほかに何かご質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】

今日の最初の話と実際の処理の話を伺って、大分分かったような印象でございます。あ

りがとうございました。

もしよろしければ、もう一つ進捗の話で、環境モニタリング系の説明をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【船水座長】

それでは、資料４－６の環境のモニタリングについて、事務局からお願いします。

【事務局・鳴海主査】

環境モニタリングの結果と概要について、事務局からご説明いたします。

まず、資料４－６をご覧ください。

令和２年度分の北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る環境モニタリング測定結果についてご報告させていただきます。

１ページ目の周辺地域環境の道と室蘭市の実施分及び、めくっていただきまして２ページ目のＪＥＳＣＯ実施分につきまして、いずれの項目も環境基準値を十分にクリアしているような状況でございました。

また、３ページ目、４ページ目、当初施設及び増設施設のＪＥＳＣＯ実施分及び道実施分の排気、排水の排出管理目標値につきましても、全てクリアするような数字となっておりました。

５ページ目になります。

縦表のものになりますけれども、ボイラーと騒音、振動、悪臭等のモニタリング結果になりますが、こちらに関しましても、排出管理目標値を十分にクリアしているような数字になっておりました。

最後に、めくっていただいて、６ページ目の縦表になります。

６ページは、排水関係のＪＥＳＣＯ実施分になります。

浄化槽の最終出口及び増設施設浄化槽排水につきましても、排出管理目標値を十分クリアするような結果となっておりました。

続きまして、資料４－７の１枚物についてご説明させていただきます。

ＪＥＳＣＯ北海道ＰＣＢ処理事業所に対する行政の立入検査の実施状況でございます。

協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査を、昨年度は４回、今年度に入りまして１回実施しておりまして、モニタリング実施時に合わせての実施となっております。

指摘事項につきましては、ご覧のとおり、特に指摘となる事項はございませんでした。

以上、立入検査結果と環境モニタリングの概要についてご説明させていただきました。

【船水座長】

どうもありがとうございます。

資料４－６、資料４－７について、何かご質問はございますか。いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】

ありがとうございます。

それでは、議事（４）の進捗状況については終わらせていただこうと思います。

それでは、議事（５）の福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理について、前回の円卓会議でも一度ご説明をいただき、それについての回答と言うと変ですが、丁寧な説明もいただけると期待しておりますので、まずは環境省からご説明をお願いいたします。

【環境省・小沼調整官】

改めまして、環境省福島地方環境事務所の小沼信之でございます。

前回の３月２４日の会議に引き続きまして、私、小沼から説明させていただきたいと思います。

それでは、資料５の福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理についてという資料をご覧ください。

めくっていただいて、スライド番号１番目でございます。

前回の円卓会議でいただいた主なご意見について、押さえも含めて整理をさせていただきました。

前回の円卓会議での主なご意見でございますけれども、一つ目、市民の皆さんは分からないものに対して不安を感じるであろうということと、今回説明のあった４ベクレル／平方センチメートルという基準の言葉が随分と議論になったかと思うのですけれども、この数字が実際に私たちの日常生活でどのぐらいのものなのか、分かりやすい説明が必要ではないかというご指摘をいただきました。

また、同様に、４ベクレル／平方センチメートルという基準が低いというだけで片づけるのではなく、放射性物質が付着したものが室蘭に持ち込まれることには変わりないのだから、市民に対し、しっかりと分かるような説明をしてほしいというご意見もいただきました。

また、福島のために室蘭の技術が生かされるのは非常に大きなことだと思う、放射性物質による影響がないことを確認した上で進めてほしいというご意見もいただいております。

こういったご意見なども踏まえまして、最後に、座長から、福島での仮置場の検査方法、運搬時の留意点、ＪＥＳＣＯ北海道事業所内に搬入した後の対象物の保管方法や処理方法など、一連の工程について具体的に整理して、それぞれの過程において、どのような対策

を取っていくか、丁寧な説明が必要ではないか、また、バックグラウンドの測定を行っていただいてはどうかというご提案、ご意見をいただいたところでございます。

こういったご意見を踏まえまして、今回、実際にバックグラウンドの測定も行っておりますので、その結果や一連の工程での安全対策、さらには、前回も話題になった４ベクレル／平方センチメートルというのがどういった意味を持つのかというところを中心に整理をさせていただきましたので、ご説明させていただきたいと思います。

まず、おさらいでございますが、前回の資料を改めて整理したものをポイントだけ説明させていただきます。

ページをめくっていただいて、スライドの２番目をご覧ください。

改めまして、今回、議論対象になっているのは福島県の対策地域内廃棄物でございます。

これがどういったものかといいますと、２０１１年、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって避難をした区域がございます。１１市町村が避難しておりますけれども、その避難をした区域を汚染廃棄物対策地域と呼んでおります。この地域の中におきましては、避難された自治体の方々がごみの処理をすることもできないですし、一定程度、放射性物質に汚染されているものもございます。そういったことから、放射性物質汚染対処特措法という新しい法律に基づいて、通常の廃棄物と異なり、国、環境省の責任の下で対策地域内廃棄物の処理を行っていくことになっております。特に、こういった廃棄物の中では、当初はいわゆる災害瓦礫というものが多かったのですが、最近では長期の避難によって荒廃した家屋の解体を環境省が行っておりまして、そうして出てきた家屋の解体のごみが中心となっているというものでございます。

一方、避難された区域だからといっても、必ずしも人が住めないような汚染された地域になっているわけではございません。原発事故からもう１０年くらいたっていることもあって、この区域の７割程度は、もう避難指示も解除されて実際に住民が戻って生活をしているところが多くございます。

一部についてはまだ帰還できないところもございますけれども、そういったところも、次の春に向けて、第２次の帰還に向けた準備が行われているなど、福島の復興は着実に進んでいる状況でございます。

スライド３をご覧ください。

そのような中で、環境省は、対策地域内廃棄物の処理を行っております。

その処理の状況でございますけれども、まずは家屋の解体などを行った後に、環境省が設置している仮置場に廃棄物を集めるところから始めております。これまで、累積でございますけれども、仮置場に搬入した廃棄物の量がちょうど約３００万トンになっております。このうち、搬入した後に、可燃物であれば仮設の焼却施設で処理することになりますし、不燃物であればリサイクルできるものはリサイクルし、リサイクルできないものは埋立処分を行っておりますが、そういった処理を進めていった全体量が約２５０万トンに上っているということございます。残り５０万トンがまだ仮置場にありますけれども、ここ

も、順次、処理を進めているような状況でございます。

こういった中で、廃棄物はいろいろな品目がございますけれども、それぞれ廃棄物について処理ルートはほぼ確立されています。一方で、唯一、高濃度ＰＣＢ廃棄物に限っては、やはりＪＥＳＣＯの事業所でしか処理ができないということで、まだ処理ルートが確立されていないということになっております。

スライドの４でございます。

こういった背景の中で、前回の会議において、環境省の方針として、ＪＥＳＣＯ北海道事業所で、対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物のうち、放射性物質の影響がないことを確認したものを処理したいという方針を示させていただきました。その放射性物質の影響がないことを確認する手段として、表面汚染密度４ベクレル／平方センチメートル以下であることと説明させていただいたところでございます。

この４ベクレル／平方センチメートルの持つ意味について、改めて２０ページ以降で紹介させていただきます。

また、このページの最後に米印で書いておりますけれども、前回も少し話題になりましたが、今回の処理対象物の中には、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管されている高濃度ＰＣＢ廃棄物は含まれませんということを改めて明言させていただきたいと思います。

それでは、こういった背景を踏まえて、次のチャプターに入りますけれども、搬出から処理までの計画と安全対策について、一連の流れをご説明させていただきます。

スライド６をご覧ください。

搬出から処理までの安全対策の全体像でございますけれども、このスライドでは、搬出前、運搬時、処理時、処理後物の保管・搬出と、それぞれのフェーズに合わせて環境省としてしっかりとモニタリングを行いながら、放射性物質の影響がないことを確認していきたいと考えています。

詳細はスライドにありますけれども、ポイントだけ申し上げますと、搬出前におきましては、全ての機器を検査して表面汚染密度が４ベクレル／平方センチメートル以下のもののみを搬出するということでございます。これは、前回説明したとおりでございます。

残りは、新しい話になりますけれども、運搬時におきましては、トラックの周囲の空間線量率を測定して、その周辺の空間線量と変わらないということ、すなわち、周辺住民に影響を及ぼさないことを確認してから運ぶということでございます。

処理時におきましては、既に今回、５月に行ったバックグラウンド、つまり廃棄物を持ち込む前の空間線量率のデータなどをこれからご説明させていただきますけれども、そのデータと、今後、福島のものを持ち込んだ後も空間線量率のデータが変わらないことを確認していきたいと考えております。

また、その処理後物の保管、搬出でございますけれども、この後のスライドでまた紹介いたしますが、環境省で引き取って処理を行うというふうに考えております。

こういった全体像を以後のスライドの中で詳細にご説明させていただきます。

それでは、スライドの７、福島県内の仮置場での保管状況をご覧いただきたいと思います。

まず、現在、福島県でどのように保管をしているかというと、環境省で各市町村に仮置場を設置しています。仮置場と言うと、大分広い面積にいろいろな廃棄物を品目ごとに分けて保管をしているところでございますけれども、高濃度ＰＣＢにつきましては、法律に基づきまして、プレハブの中で施錠管理しながら安全に保管しております。その様子がその下の写真に載っております。

次のスライドでございますけれども、対策地域内で保管している高濃度ＰＣＢ廃棄物の数でございます。

これは、保管数量が変圧器でゼロ台、コンデンサーで３０台、安定器、ＰＣＢ汚染物等で１，２６１台、現在保管しているところでございます。

前回ご説明した中で、コンデンサーは、前回の資料で２９台になっておりましたが、今般、掘り起こしで１台追加で見つかっておりますので、３０台に増えております。

また、安定器、ＰＣＢ汚染物につきましては、前回の数字とは変わっておりませんけれども、こちらにつきましては、福島県庁の協力などもいただきながら現在も掘り起こし調査を行っておりますので、これから、こちらも数字としては増える可能性があることをご承知おきいただければと思います。

これらの廃棄物につきまして、どのように検査をしていくのかというのがスライド９でございます。

搬出前の汚染の有無の検査でございますが、これらにつきましては、北海道の事業所に持ち込む前に、福島県の仮置場に置いて表面の拭き取りを行った上で、ＧＭサーベイメーターという機器を使って全量の検査を行います。その測定におきましては、測定可能な全ての面をチェックして、４ベクトル／平方センチメートル以下であることを確認します。

前回の資料では、３面だけで代表性が取れるだろうという話もしておりましたけれども、万が一にでも汚染が隠れているのも心配だろうと考えておりまして、全ての測定可能な面を測定した上で、しっかりと線量を確認して持ち込みたいと思っております。

ここに書いてありますとおり、４ベクレル／平方センチメートルを超える高濃度ＰＣＢ廃棄につきましては、こちらのＪＥＳＣＯ北海道事業所には持ち込まないことを約束させていただきます。

次のスライド１０をご覧ください。

これは、トラックの搬出時、運搬時の話に入っていきます。

まず、先ほどの検査を行った上で、仮置場の中でトラックに積み込みを行うということになりますけれども、その廃棄物を積み込んだ後のトラックの前面、後面、両側面で空間線量率を測定いたします。空間線量率というのは、放射性物質による影響の指標でございます。これが周囲の空間線量率と変わらないこと、つまり、周辺住民に影響を及ぼさない

ことを確認してから運搬を始める予定でございます。

また、トラックには、法律に基づきまして、この右下に書いてありますけれども、特定廃棄物運搬車と書いてあるようなステッカーを貼り付ける予定でございます。特定廃棄物というのは、対策地域内廃棄物を含む国が処理責任を有する廃棄物の総称でございます。

このスライド１０の一番下の丸に書いてあるところでございますけれども、福島県内の高濃度ＰＣＢ廃棄物を運搬するトラックの台数、これは変圧器、コンデンサーが今のところ約３０台でございますので、トラックで言うと１台から２台で運べる量でございます。安定器、ＰＣＢ汚染物等につきましては１，２６１台ということで、同様に、これも１台から２台で十分に運べる量でございます。

それぞれ処分期間も異なるので、２回に分けてということになると考えておりますけれども、それぞれの品目で１日で全ての対象廃棄物を運搬できる量だということをご承知おきいただければと思います。すなわち、毎日のように持ってくるものではなく、あくまでもそれぞれ１回に限って持ってくるものということでございます。

次に、スライド１１をご覧ください。

今、具体的な運搬ルートとして考えているものでございます。

運搬に当たっては、幾つかのやり方があるのですけれども、今回、環境省で考えておりますのは、福島県の対策地域内を出た後、常磐道、東北自動車道などを通って、八戸港まで持っていって、八戸港からフェリーで室蘭港まで運搬したいと考えています。室蘭港で、改めてトラックの前面、後面、両側面の空間線量率を測定して、福島の地域でだけではなくて、室蘭での周辺の空間線量率と変わらない、すなわち、トラックが運行するときに室蘭市民に影響を及ぼすことがないということをしっかり確認させていただきたいと思っております。そのためにも、フェリーで運搬するほうが室蘭市民の安全確保のためにより有効だと考えているところでございます。

次のスライドをご覧ください。

スライド１２でございます。

次は、事業所内における保管・処理時の対応でございます。

トラックで北海道事業所に運搬した後は、速やかに処理を行いたいと考えています。

処理に要する期間は、変圧器、コンデンサーでおおむね２日程度、安定器、ＰＣＢ汚染物等で１日程度の量でございます。

ただし、必ずしも処理をしたらすぐに処理後物を運べるわけではございませんで、持ち込んでから、一、二週間程度、福島県の廃棄物が北海道事業所の中に保管されるということをご承知おきいただければと思います。

こちらの処理中、もしくは保管中の期間におきましては、敷地境界や施設の中で空間線量率や排気中の放射能濃度の測定を行います。その際、万一、異常が発生した場合は、速やかに処理を停止し、住民に影響を及ぼさないように迅速に対応したいと考えております。

測定の箇所が左下の地図にありますけれども、赤丸に囲っているところが空間線量率を

測定するところ、周辺の４か所を含めた幾つかの点です。また、排気につきましては、それぞれの排気口の中で放射能濃度を測定する予定でございます。

次のスライド１３をご覧ください。

このように、周辺住民の安全・安心の確保のために、法に基づく測定に加えて追加的な測定を行う予定でございます。

下の表がございますけれども、空間線量率につきましては、法律においては、事業場の敷地境界において、７日に１回以上を測定するということが求められているのですが、北海道の中で処理をしていくに当たって、地域住民の安全・安心を確保するために、７日に１回ではなくて、１日３回の頻度でしっかりと空間線量率を測定したいと考えておりません。

また、排気中の放射能濃度につきましても、これは、法令上は、通常の焼却施設では長く運転していくことが想定されているものですから、１か月に１回以上、排気口からの放射性物質濃度を測定すればいいという法律になっているのですけれども、今回、処理するに当たって、処理の開始前、また、処理期間中につきまして、しっかりと排気のガスを採取した上で放射能濃度を測定したいと考えているところでございます。

次のページをご覧ください。スライド１４でございます。

今までご説明してきたのは、実際に処理を開始した後のモニタリングの話でしたけれども、処理を開始してからモニタリングしたときに比較対象となる数値を把握するため、搬入前の状況、これをバックグラウンドと呼んでいるのですが、搬入前の状況の空間線量率や排気中の放射能濃度を測定させていただきました。

これは、この５月に、ＪＥＳＣＯのご協力も得つつ、この事業所の中で測定しております。

赤丸になっているところが空間線量率の測定データですが、この地図にも書いてありますが、地点ごとにばらつきありますけれども、数字で見ると０．０２マイクロシーベルト／アワーから０．０４マイクロシーベルト／アワーという数字になっております。これは、おおむね、室蘭市内、また、例えば、札幌市内などの空間線量率とほぼ同じぐらいの値でございます。どうしても地点によるばらつきがありますけれども、このぐらいの値に収まっているということを目安としてご承知おきいただければと思います。

また、青丸になっているところは排気口でございますが、その中で気体をサンプリングした上で放射能濃度を測っておりますが、いずれも放射性物質が検出されないという状況でございました。

このデータと、今後処理を行っていくに当たっては、比較をしながら、本当に放射性物質の影響がないかということを確認していくことになります。

次は、スライド１５でございます。

こちらは、具体的な地点ごとの、また日にちごとの測定データが示されているものでございます。ご参考にしていただければと思います。

また、８月以降に、こういった空間線量率などのデータは季節とか天気でも変動するものですから、改めて違う季節で、また、違う天気の状況で測定をしていきたいと思っているところです。

次のスライド１６をご覧ください。

こちらは、参考情報でございます。

少し話が変わりますけれども、実際に施設に廃棄物を持ち込むとどうなるかというところを考えていただくために、一つの例として、環境省の仮設焼却施設の例を取り上げさせていただきました。

こちらは、福島県の安達地方、具体的には二本松市内にある仮設焼却施設で、環境省が設置をしたものでございますけれども、こちらにつきましては、それこそ４ベクレル平方センチメートルという基準どころではなくて、実際に放射性物質に一定程度汚染されている廃棄物を含む可燃物を持ち込んで焼却処理をしております。その際は、当然、空間線量率や排ガス中の放射能濃度なども測定しているわけですが、例えば、左下のグラフを見ていただくと、廃棄物をここに持ち込んでから東西南北四隅にある敷地境界の空間線量率に特異的な上昇などが見られているわけではございません。むしろ、放射性物質が自然減衰により若干右肩下がりになっているような様子が見られていると思います。

また、排ガスも、これまでの運営実績上、放射性物質が検出されるということはございません。焼却施設につきましては、バグフィルターという放射性物質を除去できるようなフィルターがついているものですから､必ずそこでしっかりと抑えてくれるということで、廃ガスに放射性物質が含まれることもないということでございます。

これは、あくまでも福島県の中での話でございますけれども、こういった情報も公開しながら、地域の住民の理解を得ながら運営しているということをご承知おきいただければと思っております。

次は、スライド１７をご覧ください。

こちらは、処理により生じた残渣（処理後物）の取扱いについてでございます。

処理により生じた残渣は、環境省が引き取り、関係者の責任で処理します。どんな残渣が出てくるかというのは、先ほどのＪＥＳＣＯの資料にもございましたけれども、当初施設でコンデンサーを処理して出てくるものにつきましては、金属、紙類、廃アルカリなどがございます。

また、増設施設で安定器等を処理するときには、スラグやばいじんというものが生じてきます。

こういったものにつきましては、環境省が引き取って福島県に持ち帰った上で、他の対策地域内廃棄物と併せて処理を行う方針でございます。こちらにつきましては、福島県内で対策地域内廃棄物の処理体制というのは、今回お願いしている高濃度ＰＣＢ廃棄物を除いて処理ができる体制が整っておりますので、仮置場に持ち帰った上で、ほかの対策地域内廃棄物と併せて処理を行うのが一番効率的だろうという判断の下で進めていきたいと考

えております。

次のスライド１８をご覧ください。

今後の予定でございます。

まず、本日、監視円卓会議の場で、地域住民の代表者の皆様に対してもご説明の機会をいただいているところでございます。これだけではなくて、環境省の安全対策などについて、また、今回の件について、疑問点、不安を感じている方もいらっしゃると思いますので、別途、環境省主催の住民説明会を開催したいと考えています。既に、報道発表させていただきましたが、７月２０日の１８時半から、室蘭市市民会館で開催させていただきます。

住民の皆様のご理解を最大限得たいというふうに考えておりますけれども、その後、処理の実施時期につきましては、それぞれの処分期間を考慮しながら、コンデンサーにつきましては令和３年度以降、安定器につきましては令和４年度以降に処理を進めていきたいと考えているところでございます。

以上がそれぞれの工程での安全対策の話でございました。

もう少しお時間いただければと思います。

次の新しいチャプターに入りますけれども、３番、表面汚染密度「４ベクレル／平方センチメートル」とその影響についてでございます。

前回、話題になったこの４ベクレルというものでございますが、一体どういうものかということでございます。スライドの２０を見ていただきまして、まず、この表面汚染密度とは何かということをご説明させていただきます。

表面汚染密度というのは、放射性物質の汚染の程度を表す指標でございます。表面汚染密度は、ＧＭサーベイメーターという機器を用いて、放射線量率の測定結果から算定します。ＧＭサーベイメーターでは、細かい話ですが、計数率と呼んでいますけれども、ｃｐｍ、１分間にこの検出窓で観測する放射線の量を測っているのですけれども、そこから一定の換算係数を掛けると表面汚染密度が出てくる形になっております。

次のスライド２１でございますけれども、表面汚染密度を測った上で４ベクレル／平方センチメートル以下のものを持ち込みたいという考え方を示していたところでございますが、この４とは一体何かということでございます。これが我が国の法令で使われている放射線管理区域からの物品の持ち出し基準でございます。

そもそも放射線管理区域とは何かということをこの下に書いておりますが、研究所などで放射性物質を使う区域、また、医療機材で放射線を扱う機器などが該当しており、この管理区域の中では、法令によって一般の人の立ち入りの制限や、作業員がいれば被曝の管理、人の退出や物品の持ち出しに当たっての汚染検査などが必要となっているところでございます。

スライドの２番目の丸に書いていますけれども、我が国の法令の中で、国際基準なども取り入れながら、放射線管理区域から人や物品を持ち出すときには、汚染検査を行って、

表面汚染密度が４ベクレル／平方センチメートル以下であることを確認するということが求められています。４ベクトル／平方センチメートル以下であれば、自由に出たり、持ち出したりできるわけですけれども、これが日常的に触れたとしても、放射性物質の影響がなく、安全性が十分に確保されている物品として、法令上、規制を受けないということになるものでございます。

福島県内の仮置場というのは、こういった管理区域に該当しているわけではないですけれども、既に法令で使われているこの基準を準用させていただいて、汚染がないということを示す一つの指標として使いながら、４ベクレル／平方センチメートル以下であるものに限って搬出することにしたいと考えております。

なお、最後の丸に書いていますけれども、環境省において、これまで対策地域内のＰＣＢ含有機器１９９台について、表面汚染密度測定を実施させていただきました。その結果、平均値が０．２７ベクレル／平方センチメートルでございました。実際は、こういった機器ごとの表面汚染密度を測るときは、機器だけではなくて、少し離れたところで、その場所でのバックグラウンドの表面汚染密度を測るのですけれども、その空間における表面汚染密度とほとんど同等の値でございました。

ただ、機器の中でも、機器６面で測定していますけれども、例えば、大きいコンデンサーであれば、一部、さびが付着しているところだけ少し表面汚染密度が高いところがあり、そういったときには最大でも１．４ベクレル／平方センチメートルだったというものでございます。

次のスライド２２をご覧ください。

では、４ベクレル／平方センチメートルが一体どのぐらいのものかというのをご理解いただくために、ご参考として、周辺の商品の中で放射性物質が含まれているものがあるということを一つご紹介させていただきたいと思います。これは、こういった商品が決して悪いと言っているわけではないのですけれども、一つの例としてご承知いただければなと考えております。

一つは、湯の花と書いておりますが、入浴剤などでよく使われるもので、市販されているものでございます。これも、温泉の場所によっても全然違うのですけれども、一つの事例として購入したもので測定したところ、２．２５ベクレル／平方センチメートルでした。これは、天然のラドンやラジウムが含まれていることによるものだと考えています。

また、もっと一般的なものであれば、減塩しおと書いておりますが、最近、減塩のお塩が売られておりますけれども、これは、例えば、高血圧の方が塩の使用量を抑えるために使われていることが多いと考えております。塩は塩化ナトリウムで構成されておりますけれども、同じ塩気を保つためにナトリウムに代わりカリウムを使う例が多いのですが、そのカリウムの中には天然の放射性物質であるカリウム４０が必ず含まれます。そういったものを検出していきますので、１．１４ベクレル／平方センチメートルという値が得られております。

また、あまり一般的なものではないのですけれども、ランタンの芯につきましては、天然の放射性物質あるトリウムなどが含まれていて、これは６６．４ベクレル／平方センチメートルというデータもございました。決して、こういったものがすぐに危ないというものではないのですが、こういうものがあるということをご承知おきいただければというふうに思っています。

次のページをご覧ください。

少し長くなって恐縮ですけれども、今、ベクレル、つまり放射性物質の量について話をしてきたところですが、こういったものの近くにいることでどれだけ人体に影響があるかということを考えていくと、また違う単位で恐縮ですけれども、シーベルトという単位について考える必要があります。

ベクレルとシーベルトとは何かということですが、ベクレルというのは、１秒間に何回放射線が出るかというものを表す単位でございまして、いわば放射性物質の量を表す指標でございます。一方で、シーベルトというものは、体がその放射線を受けて、人体にどれだけ影響するかというものを表す指標で、通常、被曝線量と呼んでおります。光で考えると分かりやすくて、光の強さを表すのがベクレル、光を受ける量を表すのがシーベルトだと考えていただければと思います。ベクレルの大きいものにより近く長時間いるとシーベルトが大きくなります。一方で、遮蔽したりするとシーベルトが小さくなったりするという関係になっているとご承知おきいただければと思います。

その上で、我々は一般の生活の中でどれだけ被曝をしているかというのがスライドの２４でございます。

私たちは、日常的に生活している中で、宇宙からの放射線や、空気中、この場もそうですけれども、ラドンなどが浮遊しており、そういったものを吸入したりもします。また、大地から出る放射線、食品から摂取する先ほど話があったカリウムなどがございます。カリウムは非常に重要な栄養素ですけれども、そこに含まれている放射性のカリウムなどから出る放射線の影響で、必ず自然の放射線を受けております。そういったことから、放射線をゼロにすることはできないですし、それだけで健康に影響があるわけではないのですけれども、受ける放射線の量というものが問題であるとご承知いただければと思っています。

我々は、日常生活の中で、左の真ん中に赤で囲ったところですけれども、日本人は平均的に２．１ミリシーベルトの被曝をしているというようなデータがございます。世界に行くと、ラドンの量が多いとか、花崗岩が多いなど、地域によって違うのですけれども、実際の空間線量率の値が少し高くなって被ばく量が２．４ミリシーベルトというデータもございます。また、日本人は、医療検査も多いものですから、医療による被曝なども実際にございます。

そのような中で、では、どれだけ被曝するとよくないのかというのを次のスライドの２５で紹介をさせていただきます。

これは、被曝線量と健康リスクの関係でございます。

ここは、なかなか科学的に明確になってないところも正直ございます。ただ、明確になっている部分が確定的影響というところでございまして、短時間での被曝ですが、被曝線量が１００ミリシーベルトから２００ミリシーベルトを超えるいわゆる高線量の被曝をした場合につきまして、被曝線量が増えるに従って、がんで死亡するリスクが増えるということが知られています。

一方で、１００ミリシーベルト以下の被曝による発がんリスクは極めて小さくて、生活環境の中の他のがんの要因の中に隠れてしまう、つまり、がんになるには、肥満や喫煙、深酒、運動不足、栄養の偏り、いろいろな要因がございますけれども、そういった様々な発がん要因の中に隠れてしまって、放射線だけが原因だと認識されないということが国際的にも共通認識になっているところでございます。

こういったことから、１００ミリシーベルト以下のリスクというのを評価するのは非常に難しいところがあるのですけれども、国際放射線防護委員会という国際機関の中では、平常時においては、放射性物質などを扱うときに、公衆、一般の方が被曝するに際に、追加で年間１ミリシーベルトの線量限度を適用することを勧告しております。年間プラス１ミリシーベルトを一つの目安として、放射線の管理、放射線防護をしていくといいだろうという助言をしてくれております。

これは、年間１ミリシーベルトを超えたらすぐに危険になるとか、健康等に関する安全と危険の境界を示すものではないのですけれども、一つの管理の目安としてこれを使っていくといいだろうという考え方が示されています。

こういった背景があることを踏まえながら、今回、搬入されるＰＣＢによる影響というのを最後のスライド２６で紹介させていただきました。

こういったものに対応するときは、一つのワーストシナリオをつくって評価するのが一般的ではございますけれども、今回、搬入をしようとしているＰＣＢ廃棄物は表面汚染密度４ベクレル／平方センチメートル以下であることを確認して持ち込むことになります。持ち込んだときに、被曝をする可能性があるのは、その一番近くで処理をする作業をする作業員になります。例えばですけれども、この作業員の方が１メートル四方の一番大型のコンデンサーに１メートルの距離の中で、２４時間、３６５日立ち続けると。これは、あくまで仮定した場合で、こういうことはなかなかないと思っておりますけれども、こう仮定した場合で被曝する線量が０．０３ミリシーベルトになるということをご承知おきいただければと思っています。０．０３ミリシーベルトということで、先ほどご紹介した年間のプラス１ミリシーベルトと比べると小さい値にはなっているということでございます。

加えて、これは、あくまで作業員でございまして、一般公衆の方は、当然、ここから離れたところにいらっしゃいますし、実際、１年以上、北海道の事業所の中で福島から持ち込んだ廃棄物が留め置かれることもないということで、一般公衆の方の被曝線量はこれよりはるかに小さい値になると我々としては考えているところでございます。

以上、説明が非常に長くなって恐縮でございますけれども、こういった廃棄物だということをご承知おいていただいた上で、様々なご意見、ご助言等をいただければありがたいと考えております。

長時間、ありがとうございました。

【船水座長】

どうもありがとうございました。

すごくたくさんのご説明をいただきましたけれども、いろいろご質問もあろうと思います。

そこで、まず、皆さんからきちんと質問していただきたいと思っていますので、ご質問のある方は挙手をいただいてもいいですか。

質問をお願いします。

たくさんご質問があると○○委員から事前にご連絡をいただいていると伺っていました。そちらから順番に、最後でいいですか、ありがとうございます。

では、質問をお願いします。

【○○委員】

ありがとうございました。

それでは、質問をさせていただきます。

極めて基本的なところですが、前回の第５１回の円卓会議におきまして、対策地域、つまり、避難指示が出た汚染廃棄物対策地域１１市町村に存在する未処理の廃棄物を一時的な保管に供しているという仮置場の原状回復という話がありました。

その仮置場ですけれども、私が調べましたところ、この対策地域内には、１１市町村のうちの１０市町村に合計２５か所の仮置場があるようでありますが、仮置場のイメージがよく分からないのです。例えば、どのぐらいの面積なのか、あるいは、今言ったように２５か所地点ぐらいなのか、実際には、その仮置場のほかに、いわゆる処理施設というものも別にあるのだろうと思います。それは、調べたところ、相当程度、多分、４０か所あるのです。ですから、そういった意味で、仮置場の具体的なイメージをもう少しお知らせをいただきたいなというふうに思います。

実際に、２５か所の仮置場だろうと思うのですが、そこの全てにいわゆる汚染物質、放射能に汚染されたものが置かれているのかどうか、どの程度なのか、その辺の内容も教えていただきたいと思います。

それから……

【船水座長】

一つ一つのほうが分かりやすくてよければ、もしよろしければ、対応を一件一件でお願

いできますか。

【○○委員】
分かりました。結構です。

【環境省・小沼調整官】
ありがとうございます。
福島県内で１１市町村が避難をしておりまして、先ほど申し上げたとおり、実際に避難が解除されたところなどもあるのですけれども、一番多いときの仮置場の数はご指摘のとおり２５か所ぐらいだったかと思います。ただ、避難の解除に向けて少しずつ仮置場が減ってはきています。
今、メインで使っている廃棄物関係の仮置場は、おおむね１０か所ぐらいになってきているところでございます。その中で、それぞれプレハブの写真を載せさせていただきましたけれども、ああいう施設を設けた上で、そこに高濃度のＰＣＢ廃棄物を集めて保管しているというのが今の実態でございます。
今後、この仮置場というのがどうなっていくのかと言いますと、ほとんどの仮置場というのは田んぼを借りております。農家の方と実際に土地の賃貸借の契約を結んだ上で田んぼを借りて、そこに砂利を敷いたり舗装をしたりした上でこういった廃棄物を置いておりますので、このＰＣＢ廃棄物を含めて、廃棄物を全て搬出した後に原状回復をしなければいけなくなります。このため、砂利敷きを全部外したり、舗装部分も全部剝がしたりして、さらに、あぜ道などを全部造り直したりして、田んぼに、稲作ができる状況に戻すというところまで工事をして、初めて実際に地権者にお返しをするというようなことをやっているということでございます。

【船水座長】
ありがとうございます。
では、質問を続けてください。
どうぞ。

【○○委員】
そうしますと、いわゆる建築廃材といったものを含めて、この放射性物質に汚染された廃棄物も置かれているという理解でいいのですね。
それで、さっき資料にあったかと思うのですが、実際に、今回、搬入しようとしているのは、コンデンサが３０台、それから、安定器・汚染物が１，２６１台かと思いますけれども、その放射能の線量というのは汚染度を測定する機械を使ってやるわけですが、それをどの程度、さっきのでいきますと全量調査しているわけでないような気がするのですが、

どの程度やっているのか。

例えば、私が感じますのは、１０年以上前に発災したわけですね。そういたしますと、それから１０年たっているわけですよ。その１０年たっている間に、例えば、１０年前に線量を測定したものと、あるいは、つい最近、線量を測定したものとあるのかなというふうには思うわけですけれども、その測定の頻度といったものを含めてどんなふうになっているのか、次にお聞きかせいただきたいと思います。

【船水座長】

どうぞ。

【環境省・小沼調整官】

ありがとうございます。

こちらは、ご指摘のとおり、今、コンデンサが３０台、安定器類が１，２６１台ございますけれども、このうち、測定をしたものがスライドの２１ページにあります。

スライド２１の丸の一番下のところに書いておりますけれども、まだ全ての機器が測定はできておりません。このうち、１９９台について、表面汚染密度を測定させていただきました。

これの測定の時期につきましては、この１９９台は、全て、今年度に測定をしております。事故直後ではなくて、改めて、今年度、この１９９台を抽出調査して全て測ったところ、こういうデータでしたということでございます。

【船水座長】

どうぞ、続けてください。

【○○委員】

それでは、つい最近、測定したということなのですが、私は、放射能のことはあまりよく分からないのですけれども、例えば、１０年前と１０年後では、その放射線の線量は変化をするのでしょうか。

それで、しかも、測ったのはコンデンサが２８台、それから、安定器が１７１台ということでありますから、そうすると、特に安定器も含めてかなりの量が実際には測定されていないわけですね。そうすると、多分、搬出する前に測定していただけるのだろうと思うのですが、その辺の考え方について教えていただきたいのですが。

【環境省・小沼調整官】

まず､放射性物質の影響が時間で変化するのかというところからでございますけれども、変化します。放射性物質、特に、東京電力福島第一原子力発電所の事故により環境中に放

出された放射性物質は主に二つありまして、放射性セシウムなのですけれども、細かくて申し訳ないのですが、放射性セシウムにはセシウム１３７とセシウム１３４という二つの同位体がございます。

放射性物質は、それぞれ半減期というのがございまして、これは科学的に計測すれば分かるのですけれども、放射線を出す量の能力が半減する期間というのがあります。セシウム１３７が大体３０年、セシウム１３４が大体２年ぐらいでございます。そういったことから、もう１０年もたっているということもあって、セシウム１３４は、半減期が２年ということは、２年で半分、次の２年でさらに半分と、どんどん減っていきますので、そちらはもうほとんど影響がないです。ですから、今、放射性物質として影響が残っているのはセシウム１３７になります。そのセシウム１３７も、そうはいっても、半減期３０年なものですから、原発事故の直後から３０年でちょうど半分なるぐらいだから、１０年ぐらいたったので、大体７０％から８０％ぐらいの放射線にはなっております。

そういったことから、時間がたてばたつほど、確かに放射線の影響というのが小さくなってくるものだというのが、これはどの放射線もそうなのですが、そういう性格を持っているということはご承知おきいただければと思っています。

その上で、もう一つ、ご質問ありましたけれども、今回、ご紹介をしたのは１９９台抽出した調査の結果をここにお示ししております。こちらの北海道事業所に持ち込む前には、必ず全ての機器を測定して、この４ベクレル／平方センチメートル以下であることを確認したいというふうに考えております。

【船水座長】

ありがとうございます。

もう少し続きますか、どうぞ。

【○○委員】

前回、初めて、この円卓会議の中で、福島からの放射性の汚染したＰＣＢ機器を搬入してここで処理したいという話があったわけでありますけれども、その場合には、当然、環境省やＪＥＳＣＯ、あるいは、福島県、北海道、そして、また、室蘭、この事業所の中で、いろいろな話合いがなされたと思うのです。実は、市民とすれば、それを全く分からないうちに３月にえっというふうな感じで受け止めたわけなのですよ。

ですから、そういったことについて、時系列的に、どんな経過で３月にその発表があって、今こうして説明していただいているのかというところも、いつ頃からその検討が始まって、関係者間でどういう話合い進んだのかというふうなことを教えていただきたいのですが。

【環境省・神谷課長】

環境省の神谷です。

まず、室蘭で対策地域内の廃棄物を処理するという方針がどう決まったかというところからお話しさせていただきたいと思います。

二つ法律が関係していまして、一つは、ＰＣＢ廃棄物処理特措法、これは、この処理をしている根拠の法律でございますけれども、その中で基本計画というのがあって、福島の機器については、この室蘭で処理をするということが震災の前から決まっていたというのがございます。これがもともとで、計画自体は震災の前後で変わらず、その方針は維持をしていたというのがございます。

もう一つ、今、小沼から説明しましたように、東電の事故の後、放射性物質汚染対処特措法というのができまして、この対策地域内の廃棄物については、国が処理をするという特別なルールを決めました。それは、原発の事故の平成２３年以降、そういう体制が整ったわけでございますけれども、それに基づいて、ＰＣＢをどうするかという問題が生じたということでございますが、放射性物質特措法の方針の中で、廃掃法等の既存の法令に基づいて処理を行うという大きな方針を示しておりまして、そういう意味では、ＰＣＢの処理については、このＪＥＳＣＯを中心とする処理体制というのを活用しながら処理をしていくという方針は、この放射性物質特措法の中でも維持して決めていたというものでございます。これは、現実には、全国５か所の処理体制の中でしかＰＣＢの処理ができないということを踏まえた措置だったということでございます。

具体に、福島のものをいつ室蘭に持ち込んで処理をさせていただくかということについてですけれども、私どもで自治体と相談を始めたのが平成３１年頃の話でございまして、３１年３月、今から２年ほど前に、室蘭市と道に対して、放射性物質による影響がなく安全が確保されていることを確認できた機器については、北海道事業所で処理をしたいので、具体的な相談をさせてくださいという相談を開始しまして、様々な安全対策等を、今、ご説明したものをご相談しながら練り上げて、その上で、今年３月に、ＪＥＳＣＯでの処理について、監視円卓会議にお諮りするという形で、オープンな形での説明をさせていただいた、こういう経緯でございます。

【○○委員】

室蘭市に聞きたいのですが、今の確認なのですけれども、２年前の平成３１年３月に相談があったと。最初の相談があったということで間違いないでしょうか。

【室蘭市・佐野部長】

室蘭市生活環境部の佐野でございます。

先ほど環境省から説明のありました平成３１年というふうに、私どもも最初に相談を受けたといいますか、それは間違いないのでございます。

【○○委員】
その時点で、室蘭市としては、相談に来たと、どうしようかということだと思うのですが、その後、室蘭市としてはどういう対応があったのですか。

【室蘭市・佐野部長】
北海道と、それから、環境省といろいろお話を伺う中で、室蘭市としては、やはり安全性の確保というのが大前提でございまして、そういった国、環境省の考え方とか、それから、安全性の確保といったものをしっかりと何回かにわたりまして、そういったお話を確認させていただいたところでございます。

【船水座長】
すみません、皆さんに質問していただきたいので、もう一個で、また時間があればというふうにさせていただきたいと。

【○○委員】
そうですね。そうさせていただきます。
では、もう一問だけ、お許しいただきまして。
私は、放射能の関係と直接は関係ないのですが、実は、この資料５の７の写真を見てびっくりしたのです。つまり、ＰＣＢに汚染された変圧器、コンデンサ等、あるいは、安定器が、言ってみれば漏れ防止対策をした容器の中にきちんと閉じ込めて保管するというのが基本だと思うのですが、まるっきりむき出しなものですから、えっという感じだったのです。
それで、実際に、現状、こういうことなのかどうかということと、実は、私は、相当前なのですが、札幌市の工業団地に視察に行ったことがございます。そこで、ＰＣＢ廃棄物を見せていただいたときに、ちょうど夏だったのですが、やはり、しみ出しをしたり、揮発をしたり、あるいは、一部、相当劣化しているというのが目で見ても分かるような状態なのです。それは、特に、夏の高温の状態のときにそういったことが特に発生するわけです。
さっきお話がありましたように、１０年ほど前から保管しているわけですから、そうすると、北海道より暑い福島で、そういったことを繰り返されているということになりますと、このＰＣＢそのものが非常に劣化したり、いろいろ障害が発生したのではないのかなと思うものですから、その辺についてどうなのかと。
それから、もう一つ、このプレハブもそうですが、プレハブであるとか、あるいは、コンテナといったところに保管しているケースが多いのです。ですけれども、実際に、そこも、要は、密封して、なおかつ、誰か来たら困るものですから鍵をかける。そういう状態の中ですと、小屋だから物すごく高温になるわけです。ですから、今申し上げたような心

配があるわけなのですが、その辺の状況については、どんなふうに受け止めておられたのか、お聞きしたいと思います。

【環境省・小沼調整官】
ありがとうございます。
ご指摘のとおり、スライドの７や８に幾つかの写真を載せさせていただきましたけれども、こういった形で保管しているというのは、ここに書いてあるのは事実でございます。
漏れ防止の対策という観点で言いますと、特に漏れが心配されるようなものは、このドラム缶の写真が幾つかありますけれども、ドラム缶の中で密閉して保管をしておりますし、大きめのコンデンサ類につきましては、必ずしも、全てドラム缶に入っているわけではないのですが、この下に漏れたときでも油を外に出さないような金属の容器の中にきちんと入っておりますので、そういったところで、漏れ防止の対策というのはできているものと思っております。
ただ、おっしゃるとおり、高温に対する対策とかを今取っているわけではないというのは事実でございますので、そういったことから、この仮置場の中には、当然、仮置場を管理している作業員がおりまして、定期的に点検はしております。そういった中で、漏れだとかが広がるようなことがないということは確認しているような状況でございますけれども、今いただいたご指摘なども踏まえながら、きちんとこの夏もしっかり管理をしていきたいなというふうに考えております。

【船水座長】
どうもありがとうございます。
では、次、順番にお願いします。
それで、今、４時にあと５分しかないのですが、多分、今日、きちんと質問していただくのは大事だと私は思いますので、もしよろしければ、２０分延長してもいいですか。

【○○委員】
いいですけれども、それで足りますか。私は……

【○○委員】
２０分では足りません。

【○○委員】
はい。私は、ものすごく聞くことがありますよ。

【船水座長】

分かりました。
どうしましょうか。

【○○委員】
今、○○委員からそういう話を聞いたのですが、私は、これから仕事があるので、時間がかかるようであれば、早く退席しようと思ったのですけれども、今日の説明の中で、１点、先によろしいですか。

【船水座長】
質問はちょっと待ってください。今、いつぐらいまでやるかを決めてやらないと。まさか、ずっと夜中までは無理ですので。
今、ご質問が７人で、幾つぐらいお持ちですか。

【○○委員】
二、三あるのですけれども、時間がかかるようでしたら、次の仕事に差し障るものですから。どうしても帰らなければいけないのです。

【船水座長】
分かります。そういうことがありますので、順番を決めなければいけないと思っています。
ご質問は幾つぐらいありますか。

【○○委員】
六つ持ってきたのですけれども、整理します。

【船水座長】
いえ、ありがとうございます。
ほか、幾つぐらいお持ちですか。

【○○委員】
四つが五つ。

【船水座長】
分かりました。
ずっと続けるわけにもいかない……

【○○委員】
もう一回やるしかないのではないですか。

【船水座長】
もう一回やるかもしれない。
なるほど。それも一つのアイデアかもしれませんね。分かります。
それでは、皆さんの時間のこともあるので、恐縮ですが、先ほど順番を決めましたけれども、○○委員、そして、○○委員の順で……
先に順番をさせていただいた後、続けます。それで、状況によっては、今、○○委員からご提案いただいたとおり、もう少し、もう一回開くかどうかということの相談させていただこうと思います。
では、そういうことで、４時を過ぎて、すみませんが、させていただきます。
では、どうぞ、お願いします。

【○○委員】
すみません。
お忙しい中、先に順番させていただき、ありがとうございます。
先ほどの説明の中から、陸上での安全対策はすばらしいものだと理解する部分はあるのですけれども、私、漁業で生活している者に対しては、何も説明の中では、どう思っているのか、全然理解することができない部分が一つあるのですよ。
それはなぜかといったら、１１ページ、八戸から室蘭へフェリーで運ぶと。これ、今、近年、海難事故がすごく多いのですよ。これを間違えて追突事故で船が転覆、これはめったにあることではないですけれども、本当に近年多いのですよ。そういう場合は、どのように想定しているのか、それを１点、よろしくお願いします。

【環境省・小沼調整官】
ありがとうございます。
１１ページの中で、フェリーでの運搬の際の事故についてのご質問をいただきました。
こちらにつきましては、なかなかフェリーでの運搬の事故そのものについて、当然、今回、我々は、フェリーの運航会社にお願いして運ぶことになりますけれども、運航会社の方できちんと対策を取っていただくということが大前提になるというふうには思っております。環境省でできる放射性物質関係の対策という観点から言いますと、これも繰り返しで恐縮ですが、まずは、今回、運ぶ前に、放射性物質による影響がないということを、すなわち４ベクレル／平方センチメートル以下であることを全ての機器について、確認してから運ぶということをやらせていただきます。その上で、公道に出るトラックで、トラックに積み込んだ後、公道に出る際も、周辺の空間線量率と変わらないことを確認してから

出しますので、少なくとも、放射性物質による影響という観点からは、周辺の方々、また、フェリーの中での作業員の方々、そういったところに影響を及ぼさないものだということは確認できるというふうには考えております。

【○○委員】
いや、それは分かるのですけれども、これが沈没して、その運搬トラックが沈んで、物自体が上がったりしないかということ想定した場合は海に影響ないですか。

【環境省・小沼調整官】
ごめんなさい、繰り返しですが、放射性物質という観点からは、海に影響を及ぼすことはございません。

【環境省・神谷課長】
あとは、実績として、今、このフェリールートでの搬入というのが通常のＰＣＢの機器についても活用して行われておりますので、引き続き、安全対策、この間にも、当然、しっかり講じながらやっていきたいというふうに思っております。

【船水座長】
よろしいですか。
では、どうぞ。

【○○委員】
これを移動するときに、普通、ＰＣＢ、ほかのものは、ＧＰＳかなんかついて、どこにどこをどういうふうな流れで来ているよというのがあるので、これも同じように、当然、そういうふうになると思うので、そういうふうにしていただければと思います。
あとは、しっかりしたリスクコミュニケーションがなされているので、ぜひこれを福島県の県民に寄り添った形で進めていただきたい。そういったことが福島県民にとって大きな力になると思うのです。我々の技術で安心・安全であれば、きちんとそれを県民の方々に寄り添った行動を起こすべきではないかというふうに、特に、こういうふうに分断されてどうのこうのという中で、きちんとした安心・安全の中であるのであれば、寄り添った行動を起こしていただきたいし、室蘭市民としても、ぜひ協力させていただければというふうに思います。
以上です。

【船水座長】
すみません。ありがとうございます。

それでは、また、先ほど最初にお願いした順番に戻っていいですか。
お願いします。

【○○委員】
今、放射性物質の影響がないということでＰＣＢ処理するということを説明されています。放射能の影響があるものは、誰がどう処分するということですか。ＰＣＢの処理は、もう室蘭しか残っていないと思うのですけれども、これを説明してください。

【環境省・小沼調整官】
ありがとうございます。
繰り返しですが、今回、持ち込むのは、今、ご説明いただいたとおり、放射性物質の影響がないものなのですけれども、あるものはどうするかということなのですが、幾つかのパターンがあります。放射性物質が付着して影響があるもののうち、可燃物、まず、燃えるものにつきましては、先ほどのスライドで言うと、例えば、一つの事例として、スライド１６の中で、安達地方の仮設焼却施設の例をご紹介させていただきましたが、福島県内の幾つかの箇所に環境省で仮設の焼却炉を造っております。燃えるものにつきましては、そちらに持ち込んだ上で焼却処理をしているということでございます。

【船水座長】
すみません、今のご質問の趣旨は、放射線量、つまり、先ほどのベクレル値が高いＰＣＢ高濃度の廃棄物はどういう予定ですかというご質問と思いますので、そちらでお願いします。

【環境省・小沼調整官】
失礼しました。
高濃度ＰＣＢ廃棄物のうち、まずは、全て４ベクレル／平方センチメートルを下回ることを確認して搬出したいと考えているのですが、仮にそれを上回るものが出たような場合はということだというふうに理解をしました。
今の実績では、全て拭き取った後に測って、先ほどのスライドの２１にもありましたけれども、今測った１９９台の平均値が０．２７で、最大値でも１．４ベクレル／平方センチメートルということで、現時点では超えたものは見つかっていないのですが、仮に、超えたものが出てきた場合につきましては、例えば、さびた部分がピンポイントで検出されたというのであれば、そのさびた部分を少し削って、放射性物を落とすというやり方があると考えています。
それでも、どうしても落ちなければ、これは環境省で責任を持って何らかのほかの手段を考えなければいけないというふうに考えておりますけれども、我々としては、これまで

の実績から、４ベクレル／平方センチメートルを超えるものは出てこないのではないかというふうに今のところは考えております。

【○○委員】
私は、１５年ほど福島に住んでいましたので、なるべく協力してあげたいなと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

【船水座長】
よろしいでしょうか。
ありがとうございます。
どうぞ。

【○○委員】
スライドの１３ページに、「特定廃棄物の保管場所の掲示」と書いてあるのですが、特措法の第２２条、第２３条のところでは、特定一般廃棄物と特定産業廃棄物という名前が法律的に出てきているのですが、これは、今、問題になっているのは、特定産業廃棄物と考えていいですか。

【船水座長】
どうぞ。

【環境省・小沼調整官】
今、問題になっているのは特定廃棄物でございます。特定廃棄物の中の対策地域内廃棄物というカテゴリーになっているものでございまして、今、ご指摘にあった特定産業廃棄物はまた別のものでございます。

【○○委員】
これは、特定廃棄物というのが法律にあるのですか。

【環境省・小沼調整官】
あります。
ごめんなさい、条文は後でご報告しますけれども、特定廃棄物というのがございまして、そちらは環境省が処理責任を有する廃棄物になります。その特定廃棄物の一つが、今回、話題になっている対策地域内廃棄物でございます。

【○○委員】

それで、４ベクレル／平方センチメートルというふうな言葉とか、放射線管理区域から物品の持ち出しというふうな言葉を使っているのですが、国際原子力機関とか、それから、国際放射線防護委員会の勧告なんかを見ると、規制排除と、規制免除と、それから、いわゆる、もう一つは、ほとんどないから処分していいというふうな三つの規定があるのですが、これは規制免除のものだというふうに考えられるのですか。

【船水座長】
どうぞ。

【環境省・小沼調整官】
今、お話ししているのは、恐らくＩＡＥＡの規制免除というのは、クリアランスの基準なのかなというふうに思って聞いていたのですけれども、この４ベクレル／平方センチメートルにつきましても、国際基準を盛り込んだ上で、我が国の法令で取り入れているものでございまして、そういったＩＡＥＡにおけるクリアランス基準と基本的には同等のものとして、法的な規制がかからないものとして認められているものでございます。

【○○委員】
クリアランスは、核種とか、そういうものがきちんと決められないとクリアランスにはならないのですよね。だから、そういう手続をした上でやっているわけではないと思うのですが、そうすると、規制免除という形でやるわけですか。

【環境省・小沼調整官】
スライドの２１ページにご紹介させていただきましたけれども、この４ベクレル／平方センチメートルにつきましては、スライド２１ページの２番目の丸ですが、主なものとしては、放射性同位元素等の規制に関する法律、また、労働安全衛生法上の電離放射線障害防止規則などで、この４ベクレル／平方センチメートルについて引用されているものでございます。
これらの中でも、繰り返しなのですけれども、放射線管理区域から物品を持ち出すときに、この４ベクレル／平方センチメートルを下回っているものであれば、自由に持ち出して、何ら規制を受けないようなものになりますので、そういったものでは、いわゆる規制免除的な考え方が含まれているものではないかと考えています。

【○○委員】
規制免除という形になりますと、管理区域と管理区域外の取扱いは関連したものというふうな取扱いになるのですよね。全く自由に出入りはしないのですよ。

【環境省・小沼調整官】
大変申し訳ないですけれども、私は、おっしゃっている規制免除というのはどういったものを指しているのかというのが十分に理解できていないので、かみ合っていないのかもしれないのですが、こちらにつきましては、管理区域から自由に持ち出しても、法令上の規制を全く受けない物品なります。

【○○委員】
そういう法律があるのですか。

【環境省・小沼調整官】
そうなっています。

【○○委員】
何という法律ですか。

【環境省・小沼調整官】
ここで書いております放射性同位元素等の規制に関する法律や、労働安全衛生法上の電離放射線障害防止規則でございます。

【○○委員】
いや、そうはなっていないと思うのですよ。安全というふうな、放射性物質に安全だというふうなものは、国際放射線防護委員会でも取っておりません。
それから、あなたの話したことには、自然放射能と、それから、その自然放射能に埋もるような形のというふうな形で同一レベルの話し方をしたので、こういう説明は全く私は受け入れられないのです。これは、もう絶対に受け入れられない。それは、国際放射線防護委員会の勧告にも反することです。そういうことですので、今、それを議論したら大変時間がかかるのでやめますけれども、そういう問題がずっと残っているのですよ。
それで、どういうふうな法的なものでやっているのかというのは、私も、これは難しいので分かりませんけれども、そう簡単にこれでオーケーというわけにはいかないというふうな意見を持っております。
もう一つ言うと、１ミリシーベルトが一般公衆にそれが認められるというふうに言いましたけれども、国際放射線防護委員会の勧告では、いわゆる周囲に放射性物質が存在して、そこからどのようにして防御するかということを考えるときに１ミリシーベルトが出てきたものであって、室蘭市民のように、全くそういうふうなものがないところ、つまり、追加的な放射能がないところでは、１ミリシーベルトも問題にならないのです。そういうことなのですよ。

だから、もう仕方なしに１ミリシーベルトというふうな形で、周囲にあるのをどうやって生きていくかという点で防御対策を取るときに、１ミリシーベルトだったら何とか我慢してくれというのは１ミリシーベルトなのです。これを、自然放射能があるからどうなのかというふうなことと一緒にしてはならないのです。追加的という言葉がここにもありますけれども、そういうことなのですよね。

だから、これは、あなたの説明は、それを何か埋もれるような形で説明したけれども、これは、私に言わせたら、全く間違いというか、ごまかしというか、そういう点だというふうに考えているので、それは納得できないということです。

だから、室蘭市が、室蘭市民が、ここは特措法が関係ないところですよね。それを、突然、特措法になるものがここへ持ち込まれるという法的根拠は何ですか。

【船水座長】

どうぞ。

【環境省・小沼調整官】

ありがとうございます。

幾つかご質問がありましたけれども、法的根拠につきましては、先ほど課長の神谷がお話ししたとおりでございます。もともと、ＰＣＢ特措法、または、ＰＣＢ特措法に基づく基本計画に従って、この室蘭の北海道事業所におきまして、この福島県内のＰＣＢ廃棄物については処理をすることになっていたというのがございます。

そのような中で、原発事故の後に放射性物質汚染対処特措法というのができました。特措法に基づく基本方針の中で、対策地域内の廃棄物につきましては、廃棄物処理法をはじめとした処理の体制などを最大限活用して処理を進めることというふうになっているということもあって、その法律に基づいて、こちらで処理をしたいというのが環境省の考え方だということをご説明させていただきました。

その上でですけれども、ごめんなさい、ご質問にあった自然放射線との関係につきましては、私の説明が悪くて誤解を招いたら大変申し訳ないのですが、自然放射線があるからいいというふうに述べたつもりはなくて、我々の日常生活において、こういったものを、自然の放射線を受けているということを、まず、一つの事実としてご紹介させていただきました。

その上で、環境省が処理を進めるに当たっては、やはりこういった放射性物質を含むものを、放射性物質について、放射線の防護を考えながら対策を取っていくに当たっては、一般公衆に与える影響として、追加の１ミリシーベルトを超えないようにやっていくことが重要だというのが、先ほどご紹介いただいたＩＣＲＰの勧告の考え方なので、それに従って、きちんと室蘭市民に影響を与えないように放射線防護をしながら対策を取っていきたいというふうに考えているということでございます。

【船水座長】
どうぞ。

【○○委員】
それは違うのです。放射線がたくさんあるところ、福島のようなところで、どうやって生活を防御するかと。いろいろな対策を取らなければいかんのです。除染をして対策を取って人が住めるようにする、その限界が１ミリシーベルトというふうになっているわけで、室蘭市民のような何もないところの人が、突然、１ミリシーベルトを受けなければならないということはないのです。それを法的に、どうしてそういうことを持ってくるかということを聞いているわけです。
だから、１ミリシーベルトは安全だというのは、放射能がある福島にとって問題になることであって、室蘭では問題にならないのですよということを言いたいのです。

【船水座長】
問題にならないという意味……

【○○委員】
問題になりません。問題にならないでしょう。放射能がないのですから。

【船水座長】
ないので、１ミリシーベルトも問題にならない。

【○○委員】
１ミリシーベルトがないのですよ。そういう与える追加的なものは。

【船水座長】
すみません、僕から、質問の趣旨が分からなかったので。
今のお話は、今、福島から持ってくるものについては、問題にならないという趣旨ですか。

【○○委員】
いえ、そうではなくて、なぜそういうふうなものを受け、ここに持ってきて、いや、安全だよとか、安全ではないかということを議論しなければならないかということです。ここは何もないところですから。

【船水座長】
何もないところなので……

【○○委員】
持ってきてもらったら困るということです。そういうことです。

【船水座長】
そういう趣旨でおっしゃったということですね、分かりました。

【○○委員】
それを、何でわざわざ持ってくるのかということを言っています。

【船水座長】
何もないところなので、持ってこないでほしいという趣旨だということですね。分かりました。ありがとうございます。
順番に行きます。

【○○委員】
短い質問で。
先ほど全量調査をされるということだったのですけれども、要するに、放射性物質というか、それで汚染されたＰＣＢ廃棄物というイメージが、多分、市民の私たちのレベルではいまいち分かりにくいので、恐らく、コンデンサとか、直接、もうそれが放射線で汚染されているという、例えば、福島第一原発の原子力のすぐ近くの機器とかではなくて、いわゆる空気中にセシウムと一緒に、セシウムが粒子としてくっついてくるので、それが漂って、例えば、屋内にああやって置いてあるので、恐らく、多分、ＰＣＢ廃棄物はほとんど屋内にあったと思うので、外にある変圧器とかで、そういうものを除くと、多分、屋内にあって、そういう影響も少ないので、かつ、今回は、拭き取り調査をされるということなので、基本的に周りについた、いわゆる放射性物質がくっついたちりは拭き取られるというイメージで言うと、だから、分かりにくいのが、今、私たちが受け入れているＰＣＢ廃棄物と、今、福島で保管されているものと、どこがどういうふうに違うのかというのは、もう放射線のレベルが非常に低いという話は、もしその近くにいても、私たちのバックグラウンドレベルぐらいしか分からないということと、先ほどご説明いただいたのですけれども、具体的に仮置場に置いてあるＰＣＢ廃棄物がどうして放射能で汚染されているか、それを目についたちりを取って下げるという対策もして、それが持ち込まれると。それは、ほぼ、今まで持ち込まれたＰＣＢ廃棄物とほぼ同じようなものだと。それを放射能の話は別にしたらそういうことになると思うのですけれども、そういう対策をしているというこ

とだと思うのです。

そのイメージがそれぞれの方で違うので、実際に、やはりどういう形でその放射性物質が、今の福島で保管されているものについているのか。例えば、拭き取りをすると、どのくらい放射線のレベルが下がるのかという事例もお話しいただいて、これは、これで、対策したものを持ち込まれるというご説明をしていただいたらいいのではないかなと思います。

これは、質問ではなくて意見です。

【船水座長】

分かりました。

私も、４時半過ぎてちょっとということもあるので、もう一回、この話は、確実に、この円卓会議の中で続けるということをまずお願いをして、ある程度、時間で、すみませんが、質問とかご意見というか、まだ質問という段階であって、ご意見もまだいっぱいお持ちで発言をされたいと思いますので、それはやはり十分に出していただくほうがいいと私は思っていますので、この円卓会議そのものをもう一回やることを前提で、円卓会議の中で、このことのご質問とかご意見を伺う場をまだつくるということを前提にして、すみません、この先の時間のことを考えてやらせていただいてもいいでしょうか。

【船水座長】

どうぞ。

【事務局・土肥局長】

道庁の環境生活部でございます。

いろいろご意見いただき、ありがとうございます。

時間の関係もございますけれども、私どもとしては、この後、２０日に市民説明会が予定されております。市民の皆様に環境省からきちんと説明された上で、その結果も含めて、この円卓会議の皆様にご報告、ご説明されることも考えていいのかなと思っております。

その辺を含めて、この後、座長とご相談させていただきながら、皆様にご連絡したいと思います。

【船水座長】

ありがとうございます。

ということで、今日でこの話をやめるということは絶対にないようにしたいと思っています。また、事業の開始そのものが具体的に決まっているわけでもありませんし、まだ時間的に、議論をきちんと、ご意見、それから、質問をしていただく用意ができると私は思いますし、すみませんが、それは私の責任で用意をいたしますので、今日は時間の許す限

りはやらせていただこうと思いますが、まずはそういう前提でいいでしょうか。
　どうしても、今日ではないといけないという方、こちらの５人の方でもしありましたら、まず、そちらからお願いします。

【○○委員】
　質問は相当あるのですけれども、時間がないと。必ず、次回、保障してもらいたい。
　なおかつ、環境省の方々は、こういう状況を踏まえて、物事を勝手に進めるといった今までの経過がありますから、しないでほしいと。市民説明会が終わったから、全部終わりましたという態度だけは取らないでほしい、これは、ここで約束してほしい。
　その上で、私の質問の前提になるので、先ほど課長が言われたことも、僕は全面反論することもあるので、今日はやりませんけれども、ぜひ確認しておきたいことがあります。
　それは、ここで処理する３０のコンデンサ云々というか、第１工場と第２工場と両方とも使うことになるのですか、それとも、第２工場だけで終わらせてしまうのか。
　私は、両方だというふうに理解していましたけれども。

【環境省・神谷課長】
　当初と増設と両方を使ってでございます。

【○○委員】
　それで、あと、質問です。
　この中に、汚染物等という表現があります。これは具体的に何を示しているか、教えてください。

【環境省・神谷課長】
　安定器に加えて、ウエスが入っております。

【船水座長】
　よく聞こえなかったので、すみません。

【環境省・神谷課長】
　安定器と、あと、ウエスがございます。

【○○委員】
　安定器と……

【環境省・神谷課長】

ウエス。

【○○委員】

それから、今、課長がお話になったので聞きますが、先ほど、私、耳が遠くなってしまって、年を取ると大変なのですけれども、聞こえなかったのですが、福島のＰＣＢは室蘭で処理をするという基本計画が前提になっているというお話に聞こえたのです。これは、私も、基本計画で考えていますけれども、廃掃法第２条で放射性物質は含まないということを明示してあるのです。このことについては配慮したかどうかについて、本格的な話合いをしたいと思いますので、これは次回に回します。

あとは、前提条件になることでお聞きしたいは、現在、推定で放射性物質の総量はどのぐらいになるかということまで、我々は全く分からない。４ベクレルばかりが独り歩きして、一体、室蘭にどれだけの放射能を持ち込んでくるのかということが全く見えないのです。

私は、私らの会で考えて、環境省に質問状を出しています。その中に、総量が幾らになるか、推定でもいいから教えろと書いたと思うのですけれども、これがはっきりしない。それは、市民にとっては、不安の一つは、放射能そのものに対する前提があるけれども、もう一つは、どれだけのものが持ってくるのかが見えないのですよね。これが、あなた方も大変だと思うけれども、努力してもらわなければいけない部分です。

それから、もう一つ、最後に、先ほど出ていた言葉が出てきますけれども、先ほど○○委員も言っていましたが、拭いたらどう下がるのだというお話がありました。私は、質問状の中で、拭く以外にないかといったら削るという答えが出てきました。削る以外に、僕は、これは複雑にしないという意味で行けば、福島現地でＰＣＢについている放射能を落とせば大きな問題が解決してしまうのです。落とせないのだろうか。

ここで、もし今日で回答が出ないなら出なくてもいいのですけれども、みんな不思議に思っているのです。ということは、今言われている放射能は表面に付着しているものなのです。つまり、自由に振る舞うことができる管理できない放射能なのですよね。それは、逆に言えば、ＰＣＢの中に入り込んでいるのであれば、これは事が違うけれども、表面についているものなのだから、何らかの方法、私は、その専門家ではないから分からないけれども、それをきれいにして持ってきてほしい。そうすれば、僕は今日はしませんが、皆さんと少し意見の交換をしなければならない部分に入らなくて済むのです。

以上です。

【船水座長】

ありがとうございます。

今日できる限りご発言していただいて、必ず、次、その答えもいただくことを前提にご発言をどうぞ。ただ、発言だけで終わることをお許しください。やりとりは大変ですけれ

ども。
　先生、最後に。

【○○委員】
　私は、スライドの８番のところで、このような保管施設がありますね。こういう中で保管していて、空間線量率、これは聞き漏らしたかと思うのですが、実際に測定されたのでしょうか。
　最後の２６ページには、２６番のスライドでは、１年間、１メートルの規則で測定して０．０３ですよというのは、これは計算値として出たものだろうと思っていたのです。要するに、最初の８番のような、こういう保管庫での実測というのはされたのかどうか、そこだけでございます。

【船水座長】
　されておられますか。

【環境省・小沼調整官】
　はい。

【船水座長】
　では、されているということですね。分かりました。数字は、また後で教えてください。
　ほか、今日のご発言をどうぞ。最後にご発言ください。そうすると、一応、皆さんからご発言だけはいただけて、その他、いただけないかと思います。

【○○委員】
　ありがとうございます。大丈夫ですか。
　私からは、コメント的になるのですけれども、先ほども話が出ていましたが、恐らく放射線に汚染されるとしたら、それは外側になるのかなというふうに思います。汚染が大きい、金属のほうが、どちらかというと、保管のときに放射線を出すということを踏まえた上で、その線量の測定場所等を決めていただけるといいのかなというのが１点と。
　あと、今も話がありました福島の保管場所の空間線量がどのくらいなのかというところがないと、福島で搬出するときに周囲と同じで、室蘭に持ってきて周囲と同じと言っても、その同じが違った場合に、多分、室蘭の方が心配されるかと思いますので、その福島で、そもそも空間線量、周辺にどのくらいなのかというのは値としてあったほうがいいかなと思います。
　あとは、実際に、その空間線量が変わらないというふうにおっしゃったのですけれども、変わらないというのはどういう、どの範囲であれば変わらないのかという、その定義がな

いと、後からこれで変わりませんというのがどのぐらいの値なのかが分からないので、それは初めにお示しいただけるといいのかなというふうに思います。

最後は、恐らくその被曝という意味が本当にあったとすると一番被曝されるのはＪＥＳＣＯの社員の方になってしまうのかなと思いますので、その辺りはこの円卓会議とは別の話かもしれないですけれども、その取り扱う方の安全性に関しても考慮した上で、検討も踏まえた上で、また、議論が進むといいのかなというふうに思いました。

以上、４点です。

【船水座長】

ありがとうございます。

すみません。もしよかったら、次のときに今の質問に対しての答えをいただくということ、それから、今日、ご発言、私が時間がないのでと言って、なかなか手を挙げていただきにくい状況をつくってしまったことはおわびしなければいけないのですが、次には、今日、発言されていない方から発言を先にいただくという約束をした上で、次に、この話を続けたいという形にさせていただこうと思います。

そういうことで、この議事の（５）番目を、すみませんが、一応……

【環境省・小沼調整官】

短いですが、１分だけいいですか。

誤解があるところだけ、ご回答させていただきたいと思います。

また、詳細は、次回等でデータも含めてお話しさせていただきますけれども、福島の仮置場の中で空間線量率を測っていますので、主に、ＰＣＢ廃棄物を保管しているところが多い場所の空間線量率は大体０．２から０．３マイクロシーベルト／アワーぐらいでございます。

先ほどご質問があった空間線量率が周囲と変わらないところも含めて、それで、チェックをした上で運ぶ予定でございます。

その上で、ご参考にご紹介をしたいのは、そもそも放射性物質が付着しているのではないかとか、汚染されているのではないか、持ち込まれる廃棄物の放射性物質の総量がどうなのかというところが何で評価が難しいかというところをちょっとだけ補足させていただきますと、スライドの２１の中で、検査をしたものが、平均値０．２７ベクレル／平方センチメートルということをご紹介させていただきました。これは、実際に実測した値がそうなのですが、正確な表面汚染密度を出すには、この値からバックグラウンドの表面汚染密度を差し引くことが本当は正しいやり方です。すなわち、この機器の１センチメートルの近くで測ったものから、かなり離れたところで測定をした表面汚染密度を引くのが正しいのですけれども、実は、このバックグラウンドも、この０．２７ベクレル／平方センチメートルとほとんど同じような値、場所によっては、０．３や０．２というふうにぶれる

のですが、そのぐらいの値です。そうすると、引き算をすると、０もしくはマイナスになるぐらいの、つまり、誤差の範囲に含まれるほど、ほとんど汚染が確認できない程度だというふうになっているということをご承知おきいただきたいと思います。

ただ、一部の中で、最大でも１．４ベクレル／平方センチメートルと書きましたが、その一部のものにつきましては、実際に、汚染が付着されているところがあります。この１９９台の中で、私が今持っているデータでは、６検体に限って１ベクレル／平方センチメートルを超えるものでございました。しかも、６検体の中の６面あるうちの１面だけの１か所とか、その程度のものが、これだけ、少しだけ上昇する部分が見られるというもので、あとは、ほかのものはほとんどもうバックグラウンドに隠れるほど汚染が付着していないと評価できるレベルだということを、まずご承知おきいただければと思っています。

その辺のデータも含めて、次回以降は整理したいと思います。

【船水座長】

今の件は、もう少し分かりやすく丁寧に数字を添えてご説明をいただければと思います。

では、勝手ですが、一応、（５）番目の議事を、一応、中断ね、終わりではないので、中断させていただくというふうにしたいと思います。

一応、今日の予定では、（６）番にその他ということで予定はございますが、何か委員の皆様方からその他ということでございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【船水座長】

よろしいでしょうか。

もしなければ、事務局から連絡事項があればお願いしたいと思います。

次のこの会合の日程についても、もしあればご連絡をいただければと思います。

【事務局・中尾課長】

いつも、毎回、次回の監視円卓会議の日程をここでご案内させていただいていたのですが、先ほどの議論等々もありますので、改めて座長や皆様とご相談させていただきながら、次回のご案内をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【船水座長】

分かりました。

それでは、一応、こういうことでいかがですか。

通常のペースよりは早くに、もう一度、この円卓会議をさせていただいて、極端に言えば、ほかの議題はなしで、このことだけで、例えば、２時間ぐらい使えるような会ができ

れば、ルーチンでのご報告はもうルーチンの会議というふうにして、多分、このことに関連して十分にご意見、ご質問をいただき、もしくは、意見を開陳していただく場をつくるほうがいいかなというふうに思いましたので、そこは、私と事務局で相談させていただいて次のご案内を差し上げるようにしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、今日の議事を終了して、事務局にお返しします。

３．閉　　会

【事務局・中尾課長】

船水社長、委員の皆様、限られた時間の中、本当にありがとうございました。

以上で、本日の会議を終了いたします。

なお、新型コロナ感染対策のため、密にならないよう配席エリアごとにご退出いただきたいと思います。

まず、円卓会議の委員の皆様、そして、次に、傍聴の皆様、そして、関係者の皆様の中に退室をお願いいたします。

また、取材を希望される報道機関の皆様には、今しばらくお待ちいただくようお願いいたします。

それでは、円卓会議の委員の皆様、ご退室をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

以　　上